

業 務 概 況

令和5年版



国 土 交 通 省
九州運輸局 鹿児島運輸支局

目 次

I 鹿児島県の概要

1. 地勢等	1
(1) 鹿児島県市町村行政区画図	1
(2) 県内主要経済指標	2
(3) 鹿児島県市郡別人口の推移	3
2. 交通インフラの概況	4
(1) 鉄道の概況	4
(2) 道路の概況	5
(3) 港湾の概要	5
(4) 空港の概要	7
3. 観光の概況	9

II 旅客輸送

1. バス事業の概況	10
(1) 一般乗合旅客自動車運送事業	10
(2) 一般貸切旅客自動車運送事業	17
2. タクシー事業の概況	18
(1) 事業の概況	18
(2) 福祉輸送事業等の概況	21
3. 旅客船事業の概況	22
(1) 一般旅客定期航路事業	22
(2) 旅客不定期航路事業	23
(3) 人の運送をする届出事業	23
・管内主要離島航路一覧表	24

III 貨物輸送等

1. トラック事業の概況	25
2. 内航海運業の概況	27
3. 船舶法第3条に基づく特許の概況	28
4. 港湾運送事業の概況	29
5. 倉庫業の概況	30

IV 公共交通の確保維持改善支援

1. 地域公共交通確保維持事業	31
(1) 陸上交通	31
(2) 離島航路	31
2. 地域公共交通調査等事業	32
3. 地域公共交通バリア解消促進等事業	32
(1) バリアフリー化設備等整備事業	32
(2) 利用環境改善促進事業	32
(3) 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業	32

V 安全及び公害防止対策等

1. 陸上輸送の安全対策	33
(1) 運送事業者に対する監査	33

(2) 自動車の安全及び公害防止の対策	34
(3) 自動車検査業務の概況	38
2. 海上輸送の安全対策	40
(1) 外国船舶に対する監督	40
(2) 国内船舶・事業者に対する監督	41

VI 自動車関連

1. 自動車登録の概況	43
2. 自動車整備業の概況	46
3. レンタカー	49

VII 海事産業関連

1. 船舶関連産業	50
(1) 船舶登録の概況	50
(2) 造船業・船用工業の概況	50
(3) モーターボート競走の概況	50
2. 船員関係	51
(1) 船員法の適用状況	51
(2) 船員関係事務取扱状況	52
(3) 水先業務の現況	53
3. 船員職業安定業務の現況	54
(1) 船員求人・求職状況	54
(2) 船員失業保険金支給状況	54
4. 海事思想普及の取り組み（海事人材育成事業）	55

VIII 鹿児島運輸支局の概況

1. 名称及び所在地	56
2. 鹿児島運輸支局組織図	57
3. 管轄区域	58
4. 主な所掌事務	58
5. 沿革	60

IX 付表

管内関係団体一覧表	62
-----------	----

I 鹿児島県の概要

1. 地勢等

鹿児島県は、九州南端に位置し、九州本土に属する薩摩、大隅の二大半島及び長島、甬島、草垣群島、宇治群島並びに南西に延びる種子島、屋久島、トカラ列島、奄美群島の島々からなり、北は出水郡獅子島から南は大島郡与論島までの南北約600kmにわたる広大な県土を有し、世界自然遺産に登録されている屋久島をはじめ特色ある島々が数多くある。

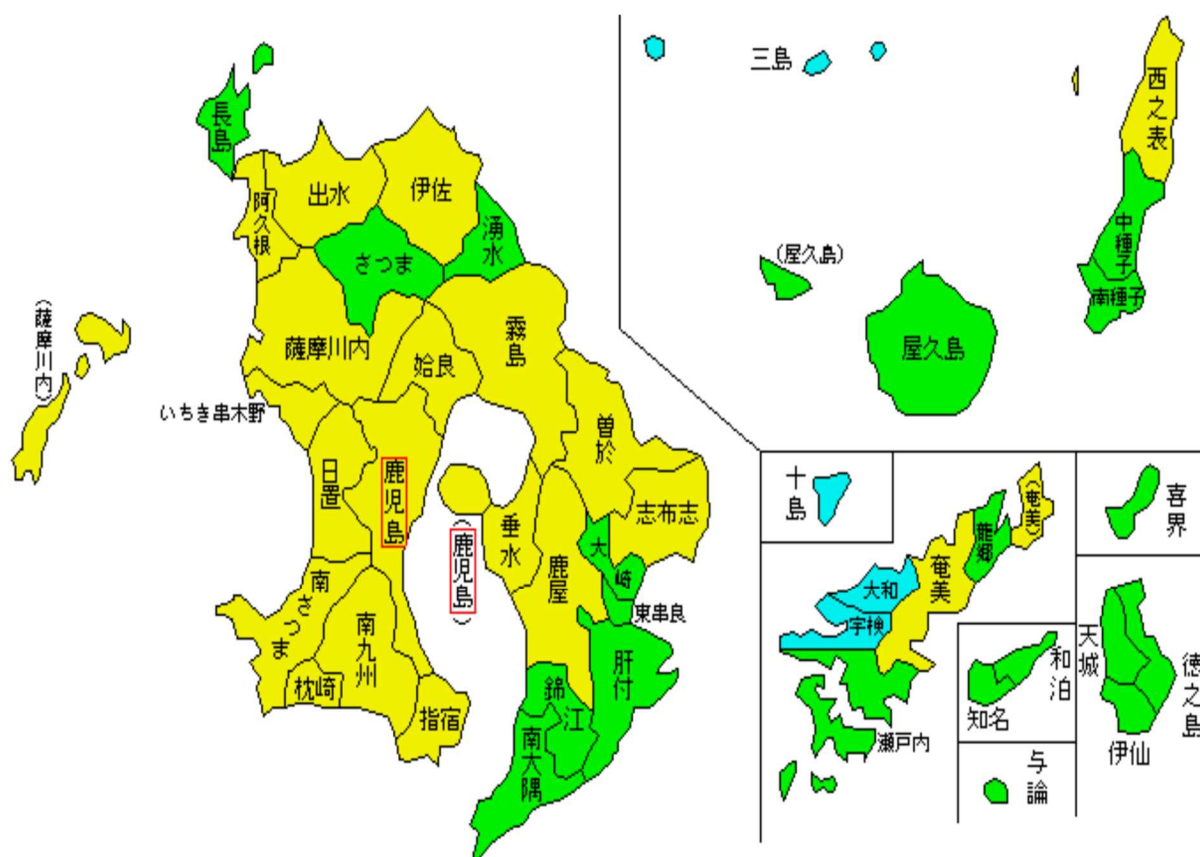
総面積約9,186km²、約2,663kmの長い海岸線を持ち、人口は約159万人（令和2年国勢調査）、26の有人離島に4市13町4村に約16万人が生活している。

また、鹿児島市都市圏への人口の一極集中が進む一方で、離島を中心に過疎化が深刻化してきている。

人口については、昭和30年に204万人を超えたが、その後減少を続け、昭和47年には170万人まで落ち込んだ。その後、上昇に転じ、昭和60年には182万人まで回復したが、翌年から再び減少に転じ、以降漸減傾向にある。

産業構造は、県内総生産に占める第3次産業のウエイトが高く、令和1年度には産業全体の約74.6%を占めている。畜産業は全国屈指の生産高であり、第1次産業のウエイトは4.6%と前年を下回った。

(1) 鹿児島県市町村行政区画図



(2) 県内主要経済指標

項目	単位	全 国	鹿児島県	順位	備 考
自然環境					
総面積	k m ²	377,975	9,186	10	令和3年10月1日
離島面積	k m ²	7,629	2,474	1	2020 離島統計年報
離島数	島	306	28	4	令和3年2月
人口・世帯					
総人口	千人	126,146	1,588	24	令和2年国勢調査
1世帯あたり人員	人	2.21	2.11	44	〃
人口密度	人/ k m ²	338.2	172.9	36	〃
年少(15歳未満)人口割合	%	11.9	13.1	6	〃
生産年齢(65歳未満)人口割合	%	59.5	54.4	42	〃
高齢(65歳以上)人口割合	%	28.6	32.5	16	〃
経済基盤					
県内総生産	10 億円	559,699	5,773	—	令和1年度
(構成比)第1次産業	%	1.0	4.6	—	国 R1 暦年、県 R1 年度
(構成比)第2次産業	%	26.0	20.8	—	〃
(構成比)第3次産業	%	73.0	74.6	—	〃
農業					
農業産出額	億円	86,600	4,997	2	令和3年(暦年)
肉用牛飼養頭数	千頭	2,614	338	2	令和4年2月1日
豚飼育頭数	千頭	8,949	1,199	1	令和3年2月1日
ブロイラー飼養羽数	千羽	139,230	28,090	1	〃
林業					
林業産出額	億円	4,831	70	19	森林・林業統計要覧 2022
漁業					
漁業経営体総数	経営体	79,067	3,115	7	H30 センサス(※注)
漁船総隻数	隻	213,690	8,186	7	令和3年12月31日
海面漁業・養殖業生産額	億円	12,103	649	5	令和2年(暦年)
商工業					
小売業年間販売額	億円	1,451,038	16,530	24	平成27年(暦年)
卸売業年間販売額	億円	4,365,225	27,961	21	〃
製造品出荷額等	億円	3,020,033	19,828	37	令和2年(暦年)
					従業員4人以上

(県統計資料「全国から見た鹿児島」より抜粋)

※注：センサスー施策の企画・立案・推進のための基礎資料となる統計を作成し、提供することを目的に、5年ごとに行う調査

(3) 鹿児島県市郡別人口の推移

年 市町村	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	指 数 (元年=100)
鹿児島市	595,319	594,258	591,856	589,676	587,049	98.6
薩摩川内市	93,009	92,097	91,873	91,075	90,380	97.2
鹿屋市	101,757	100,901	100,493	99,736	98,594	96.9
枕崎市	20,447	19,944	19,580	19,208	18,842	92.2
いちき串木野市	27,644	27,245	26,992	26,636	26,323	95.2
阿久根市	19,461	19,141	18,779	18,352	17,961	92.3
奄美市	41,744	41,097	40,939	40,501	39,786	95.3
出水市	52,239	51,843	51,711	51,169	50,756	97.2
伊佐市	24,827	24,346	23,861	23,360	22,701	91.4
指宿市	39,274	38,676	38,415	37,760	37,159	94.6
南さつま市	33,262	32,828	32,409	31,805	31,134	93.6
霧島市	124,367	123,777	123,066	122,926	122,442	98.5
西之表市	14,980	14,724	14,515	14,220	14,053	93.8
垂水市	14,090	13,821	13,432	13,096	12,749	90.5
日置市	47,325	46,854	46,804	46,455	46,069	97.3
曾於市	33,669	33,046	32,554	31,938	31,399	93.3
志布志市	29,839	29,401	28,875	28,401	27,903	93.5
南九州市	33,891	33,260	32,398	31,644	30,973	91.4
姶良市	76,359	76,622	76,511	76,708	76,935	100.8
鹿児島郡	1,145	1,158	1,141	1,107	1,111	97.0
薩摩郡	20,665	20,236	19,728	19,224	18,784	90.9
出水郡	9,849	9,697	9,518	9,318	9,128	92.7
姶良郡	9,475	9,289	8,954	8,791	8,593	90.7
曾於郡	12,299	12,132	12,133	11,947	11,728	95.4
肝属郡	34,450	33,632	33,163	32,310	31,523	91.5
熊毛郡	25,276	24,814	24,380	23,948	23,566	93.2
大島郡	63,322	62,521	61,994	60,999	60,069	94.9
県 計	1,601,711	1,589,416	1,576,488	1,563,124	1,548,684	96.7

(注) ・各年10月1日現在の推計人口(県統計資料)

・県計は、県内の移動者数を算入していないので市町村人口合計とは一致しない。

2. 交通インフラの概況

(1) 鉄道の概況

鹿児島県内の鉄道には、ＪＲ九州以外に「川内～八代間（116.9km）」に並行在来線として第三セクターの肥薩おれんじ鉄道が運行されている。平成25年3月からは、観光列車「おれんじ食堂」が、平成25年8月からは、貸切列車「おれんじカフェ」が運行されている。

令和3年2月からは「八代～上川内間」で自転車をそのまま持ち込める「サイクルトレイン」の運行も開始している。



絶景の桜の横を走る「おれんじ食堂」

ＪＲ九州は、平成23年3月12日に九州新幹線が全線開業し、博多～鹿児島中央間が最速1時間16分で、新大阪～鹿児島中央間が最速3時間45分で運転されている。その他の在来線は、鹿児島本線、日豊本線、指宿枕崎線、肥薩線、吉都線、日南線が営業しており、指宿枕崎線には、観光特急「指宿のたまて箱」が毎日3往復運行している。



指宿のたまて箱(JR九州提供)



九州新幹線新 800 系「さくら」(JR九州提供)

軌道事業としては、鹿児島市交通局が1系統「鹿児島駅前～谷山駅間」9.4kmと2系統「鹿児島駅前～郡元」5.6kmを運行している。鹿児島市が平成18年から実施している市電軌道敷緑化事業が平成24年度事業で、道路との併用軌道区間全線の8.9km、35,000㎡の緑の絨毯が完成した。これによりヒートアイランド現象の緩和及び騒音・振動の低減化が図られ、景観の向上にもつながり、第28回緑の都市賞やアジア都市景観賞など、数々の賞を受賞している。



市電軌道緑化事業

現在、鹿児島市は、県が平成31年2月に公表した鹿児島港本港区のまちづくりグランドデザイン（基本構想）に観光路線の想定が記載されたことを踏まえ、「鹿児島市路面電車観光路線基本計画策定委員会」を設置。本港区に乗り入れる複数ルート案を検討して基本計画の策定を行うこととしている。

また、「鹿児島駅周辺都市拠点総合整備事業」としてＪＲ鹿児島駅と一体的にバス・タクシー・一般車の乗降場の整備等を実施しており、令和4年4月から供用が開始されている。

(2) 道路の概況

(令和3年3月31日現在)

区 分	本 県				全 国	
	路 線 数	実延長(Km)	改良率(%)	舗装率(%)	改良率(%)	舗装率(%)
一般国道	19	1,300	97.4	96.1	93.1	93.4
県道	276	3,556	74.7	68.2	71.0	66.5
国・県道計	295	4,855	80.8	75.7	77.7	74.6
市町村道計	38,253	22,496	69.9	11.3	59.9	19.8
国・県・市町村道計	38,548	27,351	71.8	22.7	62.6	28.1

(注) 高速自動車道は除く。舗装率には、簡易舗装を除く。

資料：国土交通省「道路統計年報2021」

(3) 港湾の概要

港湾法で定める重要港湾として、鹿児島港、志布志港、川内港、西之表港、名瀬港が指定されている。平成22年8月、国土交通省では、103ある重要港湾のうち、今後も国が直轄で新規事業を進める重点港湾として43港に絞り込み、鹿児島県では、鹿児島港のみが選定された。各重要港湾の概要は以下のとおり。

① 鹿児島港

錦江湾のほぼ中央部薩摩半島側に位置し、港湾区域は南北約20kmにも及び本港区、新港区、鴨池港区、中央港区、谷山一区、谷山二区、浜平川港区の7区で構成される。

【本港区】

・桜島向けフェリー栈橋、奄美向けフェリーが離発着する北埠頭、三島・十島・種子島・屋久島向けフェリーが離発着する南埠頭、種子島・屋久島向けのジェットフォイルが離発着する高速船浮き栈橋が整備されている。(最大水深 -9.0m)

鹿児島県が令和4年3月に策定した総合体育館、「スポーツ・コンベンションセンター」の基本構想では、鹿児島市本港区エリアのドルフィンポート跡地に施設の本体を、住吉町15番街区に駐車場を整備する計画となっている。

【新港区】

・奄美・沖縄向けのフェリーと種子島向けのRORO船が運航している。奄美沖縄航路の拠点機能及び防災機能の強化を目的に、国と県による本格的な施設改修工事が行われ、平成29年度までに耐震強化岸壁、旅客ターミナル、ボーディングブリッジが整備された。(最大水深 -9.0m)

【鴨池港区】

・旧鹿児島空港跡地に整備され、大隅半島へのフェリーが就航している。近隣には鹿児島県庁のほか、与次郎ヶ浜長水路や海づり公園などがある。(最大水深 -4.5m)

【中央港区】

・平成19年9月「マリンポートかごしま」が一部供用開始され、国内外の大型客船が寄港している。令和4年は新型コロナウイルスの影響もあり3隻の寄港に留まっている。

鹿児島県は客船の大型化や複数隻同時入港に対応するため、新たに22万トン級クルーズ客船が着岸できる岸壁の整備を目指し、国の直轄事業化を要望していたところ、平成30年度の新規事業に選択された。新岸壁は令和4年3月末に完成し、この延伸工事により、22万トン級と16万トン級の2隻同時寄港が可能となっている。CIQ業務の時間短縮や乗船客の利便性向上を目的とした「かごしまクルーズターミナル」については、平成30年4月に開業している。

また鹿児島県はロイヤル・カリビアン・クルーズと連携し、「『官民連携による国際クルーズ拠点』を形成する港湾」にも応募した結果、平成29年に指定されていた佐世保港、八代港などの6港に続き平成30年6月に指定された。(最大水深 -9.0m)

【谷山一区】

・飼料、セメント等を取り扱う施設があり、内航・外航の多くの貨物船が寄港し、奄美・博多・沖縄・台湾向けのRORO船が運航している。隣接地には、南九州を配送圏とする飼料配分基地のほか、トラックターミナルも隣接している。(最大水深 -14.0m)

【谷山二区】

- ・鹿児島港最大の臨海工業用地であり、大型貨物船とタンカーが寄港するほか、種子島・屋久島向けのフェリーと博多・大阪・那覇向けのRORO船が運航している。（最大水深 -13.0m）

【浜平川港区】

- ・ヨット・プレジャーボート・漁船等の基地として利用されており、平成22年8月には「かごしま・ひらかわ海の駅」がオープンした。（最大水深 -2.0m）

【鹿児島港への入港隻数等】

	入港隻数	総トン数 (千トン)	取扱貨物量 (千トン)		
			外貿	内貿	合計
H30 年	45,325	71,236	1,423	33,417	34,840
R1 年	44,893	70,663	1,378	33,668	35,046
R2 年	42,681	63,394	1,234	26,512	27,746
R3 年	41,151	60,145	1,239	25,873	27,112
R4 年	41,622	60,490	1,193	26,445	27,638

（資料：国土交通省「港湾統計（年報）」）

② 志布志港

鹿児島県東部の志布志湾に位置する重要港湾であり、本港地区・外港地区・若浜地区・新若浜地区で形成されている。本港地区は主に漁船や官公庁船、外港地区は東京～沖縄間のRORO船など、若浜地区は大阪向けの長距離フェリーや穀物運搬船、新若浜地区は外港コンテナ船が利用している。

同港が国際物流拠点として発展することを目的として「志布志港ポートセールス推進協議会（会長：鹿児島県知事）」が組織され、荷主企業への働きかけなど、様々な利用促進事業が実施されていることもあり、中国・台湾・韓国等との間に国際定期航路（4 航路週 11 便）が運航している。

平成21年3月には新若浜地区に最大水深 -14.0m、延長 280mの係留施設を含む多目的国際コンテナターミナルが完成し、5 万トン級のコンテナ船の接岸が可能となり、平成23年以降は例年 90,000TEU前後の外貿コンテナを取り扱っている。また、コンテナ船の2 隻同時接岸による効率的な荷役が可能となる岸壁延伸部（80m）が令和4年1月に供用開始している。

平成23年5月には、ばら積み貨物の安定的かつ安価な輸入を実現し、我が国産業の国際競争力の強化や雇用と所得の維持・創出を図ることを目的とした「国際バルク戦略港湾」に九州で唯一選定され、平成29年度に事業化が決定、平成30年1月に「志布志港ふ頭再編改良事業」として着工している。水深 -14.0m、延長 320mの岸壁をはじめ、荷さばき機械・荷さばきスペースが整備される予定となっており、令和一桁後半に完成の見込みである。

令和5年3月には、産地と海外を直航サービスでつなぐ物流拠点「産直港湾」に認定された。

【志布志港への入港隻数等】

	入港隻数	総トン数 (千トン)	取扱貨物量 (千トン)		
			外貿	内貿	合計
H30 年	2,889	16,346	3,142	6,535	9,677
R1 年	2,878	17,200	2,944	6,503	9,447
R2 年	3,124	18,436	3,446	5,697	9,143
R3 年	3,146	18,703	3,003	6,162	9,165
R4 年	3,255	18,111	3,207	6,756	9,963

（資料：国土交通省「港湾統計（年報）」）

③ 川内港

内航船は主にチップ・砂利関係の貨物船、外航船は釜山との定期航路に就航するコンテナ船が利用している。主な輸入貨物は、製紙原料の木材チップ等の林産品、輸出貨物は紙・パルプなどの軽工業品となっている。（最大水深 -12.0m）

外航定期コンテナ航路が2 航路週 3 便運航（令和5年1月現在、1 航路週 1 便休止中）しているほか、

平成 26 年 4 月からは甕島と本土を結ぶ高速旅客船が毎日 2 便運航している。

【川内港への入港隻数等】

	入港隻数 (隻)	総トン数 (千トン)	取扱貨物量 (千トン)		
			外貨	内貨	合計
H30 年	2,868	1,965	955	441	1,396
R1 年	2,296	1,963	910	338	1,248
R2 年	2,668	2,033	812	332	1,144
R3 年	2,678	2,001	920	376	1,296
R4 年	2,885	2,988	1,250	335	1,285

(資料：国土交通省「港湾統計 (年報)」)

④ 西之表港

種子島における旅客・貨物の輸送拠点として利用されており、主に鹿児島向けのフェリー・RORO船・ジェットフォイルなどが運航している。(最大水深 -9.0m)

【西之表港への入港隻数等】

	入港隻数 (隻)	総トン数 (千トン)	取扱貨物量 (千トン)		
			外貨	内貨	合計
H30 年	4,795	3,552	1	1,316	1,317
R1 年	4,971	3,665	0	1,347	1,347
R2 年	4,302	3,321	0	1,300	1,300
R3 年	4,606	3,340	0	1,313	1,313
R4 年	4,684	3,447	0	1,434	1,434

(資料：国土交通省「港湾統計 (年報)」)

⑤ 名瀬港

奄美大島における旅客・貨物の輸送拠点として、鹿児島・奄美各島・沖縄向けのフェリーや東京・阪神向けのRORO船などが運航している。

また、平成 16 年 4 月に長浜地区の観光船バースが供用され、最大 8 万トン級のクルーズ船が寄港するなど、今後、世界自然遺産の島としてクルーズ船による観光振興が期待されている。(最大水深 -7.5m)

【名瀬港への入港隻数等】

	入港隻数 (隻)	総トン数 (千トン)	取扱貨物量 (千トン)		
			外貨	内貨	合計
H30 年	2,508	9,314	0	1,001	1,001
R1 年	2,634	9,355	0	1,011	1,011
R2 年	2,800	8,578	0	876	876
R3 年	2,303	7,907	0	949	949
R4 年	2,322	8,471	0	965	965

(資料：国土交通省「港湾統計 (年報)」)

(4) 空港の概要

鹿児島空港は、鹿児島市の北東約28kmに位置し、東に霧島連峰、南に鹿児島市のシンボル桜島が眺望できる十三塚原の台地に、霧島市溝辺町及び隼人町にまたがって設置されている。

空港用地及びその周辺は火山灰質の黒ボク、シラス等の特殊土壌であり、多くはお茶の畑地となっている。

現空港は、鹿児島市内にあった旧空港（鴨池空港）から昭和47年4月に現在の場所に移転して、滑走路長2,500mで開港、昭和55年10月に延伸され3,000mの滑走路で運用されている。

現在、国内線は、県内離島・国内各地を、国際線は、ソウル、上海、台北、香港に運航しており、令和4

年度には年間約468万人（前年度約268万人）の乗降客があった。

① 鹿児島空港

所在地 鹿児島県霧島市溝辺町(十三塚原)	総面積 187.7 万㎡
標高 271.6m	誘導路 2,835m(幅 23m,28.5m,34m)
滑走路 3,000m×45m	エプロン 256,068 ㎡
昭和 47 年 4 月 1 日より供用開始	運用時間 7:00～22:00
	利用客数(令和 3 年度) 2,678 千人

② 県内空港乗降客数

名称	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	国際線	国内線	国際線	国内線	国際線	国内線	国際線	国内線	国際線	国内線
鹿児島	403,712	5,662,914	327,220	5,441,900	387	1,833,583	0	2,677,894	11,302	4,667,519
種子島	0	90,400	0	86,962	0	42,879	0	57,472	0	90,141
屋久島	0	173,835	0	148,814	0	94,183	0	127,574	0	186,763
喜界	0	88,968	0	86,928	0	47,884	0	57,489	0	73,916
徳之島	0	201,021	0	202,021	0	109,855	0	143,709	0	186,238
沖永良部	0	116,829	0	115,746	0	65,550	0	80,122	0	101,757
与論	0	80,189	0	75,484	0	38,354	0	56,872	0	75,924
奄美	0	891,285	0	884,550	0	447,265	0	609,947	0	805,650
合計	403,712	7,305,441	327,220	7,042,405	387	2,679,553	0	3,811,079	11,302	6,187,908

資料：「国土交通省航空局：空港管理状況調書」



3. 観光の概況

(1) 宿泊者数

令和4年に鹿児島県を訪れた県外延べ宿泊者数は、4,147千人で前年比37.1%の増加となった。

また、発地別県外延べ宿泊者数をみると新型コロナウイルス感染拡大による入国制限の緩和により外国人宿泊者数は前年比141.1%の増加となり、国内の全地区でも前年を上回った。

(単位：千人)

	延べ宿泊者数		発地別県外延べ宿泊者数				外国人延べ 宿泊者数
	県外	県内	関東	中国	四国	九州	
令和2年	3,312	1,610	269	41	14	341	121
令和3年	3,025	1,740	230	37	11	307	16
令和4年	4,147	1,836	399	58	17	449	38
前年比(増減率)	37.1%	5.5%	73.3%	53.8%	56.9%	46.2%	141.1%

注1) 九州は鹿児島県を除く6県の合計。

(資料：鹿児島県の観光の動向～鹿児島県観光統計～)

注2) 発地別県外延べ宿泊者数は、県内主要宿泊施設が調査対象。

注3) 外国人延べ宿泊者数は、全宿泊施設が調査対象。

(2) 地区別宿泊者数

地区別延べ宿泊者数は、全ての地区で前年を上回った。

地区別構成比では、鹿児島地区が39.8%で最も高く、次いで霧島地区13.5%、奄美地区12.3.0%、の順となっている。

(単位：千人)

	鹿児島	指宿	霧島	北薩	大隅
令和2年	2,036 (39.7%)	333 (6.5%)	758 (14.8%)	554 (10.8%)	234 (4.6%)
令和3年	1,959 (39.8%)	261 (5.3%)	657 (13.3%)	516 (10.5%)	241 (4.9%)
令和4年	2,419 (39.8%)	353 (5.8%)	823 (13.5%)	611 (10.0%)	293 (4.8%)
前年比(増減率)	23.5%	35.4%	25.4%	18.3%	21.5%

	種子島	屋久島	奄美	その他	計
令和2年	179 (3.5%)	206 (4.0%)	602 (11.7%)	224 (4.4%)	5,126 (100.0%)
令和3年	186 (3.8%)	178 (3.6%)	692 (14.0%)	236 (4.8%)	4,926 (100.0%)
令和4年	230 (3.8%)	250 (4.1%)	749 (12.3%)	360 (5.9%)	6,089 (100.0%)
前年比(増減率)	23.9%	40.4%	8.3%	52.8%	23.6%

注1) () 書きは構成比率。

(資料：鹿児島県の観光の動向～鹿児島県観光統計～)

Ⅱ 旅客輸送

1. バス事業の概況

(1) 一般乗合旅客自動車運送事業

① 一般乗合旅客自動車運送事業の現況

鹿児島県内の乗合バス事業者数と保有車両数（4条許可基準充足、従来からの路線バスのみ）は、令和4年3月末日現在で14事業者、1,150両である。このうち鹿児島県本土は5事業者1,007両、離島については9事業者143両となっている。

そのうち、保有車両数合計のうち県本土のバス台数を占める割合は全体の約90%を占めており、広域に事業を展開する大規模事業者と島嶼地域の輸送を担う中小規模事業者に二分化している。これは離島が多い地理的要因によるものであるが、事業者数の多さとともに鹿児島県のバス事業の特徴となっている。

乗合バス事業の輸送人員は、マイカーの普及、都市部における走行環境の悪化、郡部での過疎化の進行、少子化の進展等の複合的要因により、全国的に減少傾向が続いているが、鹿児島県においても同様に昭和47年度の93,479千人をピークとして年々減少していたが、令和4年度においては、対前年度比1,189千人増加の25,688千人となっている。

なお、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う不要不急な外出の自粛や新しい生活様式の普及等の影響による輸送人員の減少に伴う運送収入の減少や燃油価格の高騰による厳しい経営状況を改善するために、鹿児島県内の乗合バス事業者においては、令和4年度に1社、令和5年度に2社運賃改定を実施した。

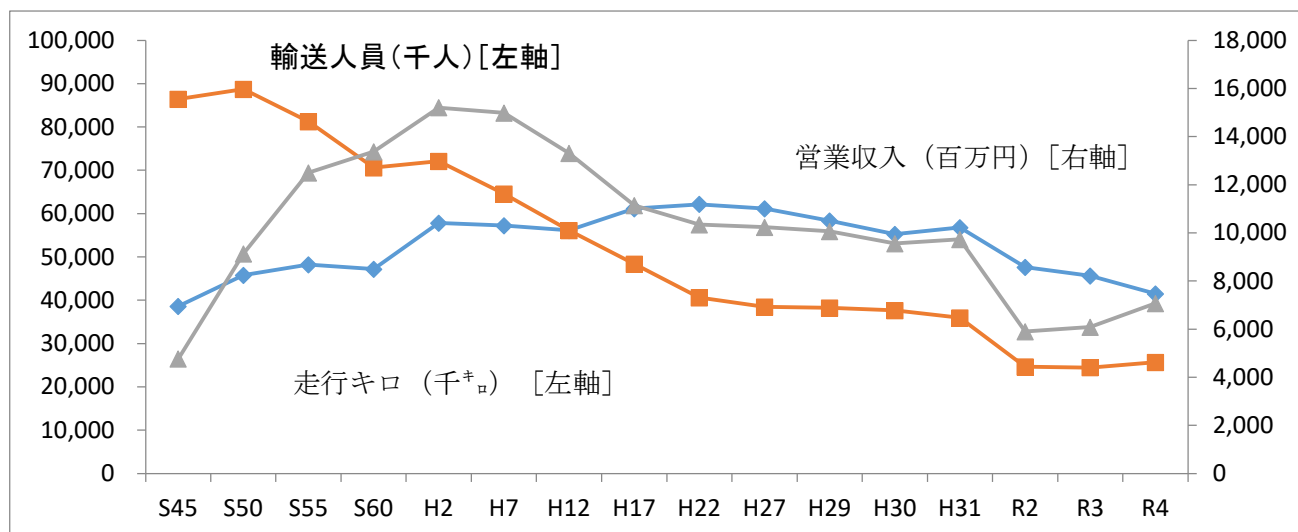
また、地方部では、ほとんどの地域で人口が減少し、バスの運行自体が危ぶまれる状況で公共交通の維持が最大の課題となっていることから、地域住民の足を確保すべく地域公共交通確保維持改善事業により所要の助成措置を講じ、交通空白地等におけるバス運行の維持を図っているところである。

さらに、既存のバス路線で十分な対応ができない地域住民の需要に対するサービスとして、バス事業者・タクシー事業者が市町村から委託を受けて運行するコミュニティバス（乗合タクシーを含む。以下同じ。）が積極的に導入されてきたが、近年の担い手（乗務員）不足によりコミュニティバスの運行維持も困難になってきており、自家用有償旅客運送への転換等が検討されている。（一部地域では、既に自家用有償旅客運送（交通空白地有償運送）の運行を開始している。）

バス利用促進の方策に関して、県本土では、平成17年4月からバス協会を中心にバス事業者が共同で導入した共通ICカードシステムが、さらに、令和4年4月から鹿児島県の玄関である鹿児島空港と県内の主要都市を結ぶ鹿児島空港連絡バスや令和6年3月においては鹿児島市内の路線バスにおいて非接触型決済のVisaタッチが、各々運用開始されている。一方、島嶼地域では、標準的なバス情報フォーマット（GTFS-JP）やICカードシステム等と比較して設備投資が抑えられるQRコードやMaaS等のキャッシュレスの導入等が検討されている。（令和2年以降、奄美大島内の一部運行でキャッシュレスが、令和3年11月以降、奄美大島内の運行でGoogle Map（GTFS-JP）が導入されている。）

都市間輸送を担う高速バスは、鹿児島市を起点に福岡市他4都市に運行され、経済性、機動性、快適性といった面で幅広い年齢層に好評を得ており、輸送実績は他の乗合バスが減少傾向にある中で平成15年度までは好調に推移していたが、平成23年3月の九州新幹線全線開業による影響を、さらには、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、輸送実績が悪化している。

② 乗合バスの輸送実績の推移



種 別 (単位)	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	H29	H30	H31	R2	R3	R4
事業者数 (者)	16	18	17	16	16	14	15	14	40	66	64	69	66	67	73	72
車両数 (両)	872	1,004	1,102	1,046	1,237	1,163	1,193	1,266	1,433	1,467	1,514	1,548	1,579	1,561	1,538	1,444
走行キロ (千km)	38,641	45,825	48,229	47,199	57,858	57,284	56,160	61,161	62,194	61,180	58,341	55,274	56,777	47,671	45,626	41,516
輸送人員 (千人)	86,468	88,752	81,279	70,636	72,095	64,557	56,107	48,365	40,610	38,498	38,268	37,681	35,988	24,642	24,499	25,688
営業収入 (百万円)	4,773	9,134	12,499	13,381	15,208	14,994	13,306	11,140	10,347	10,244	10,064	9,563	9,730	5,897	6,091	7,075

資料: 輸送実績報告書および概況報告書
 ※数値は各年度末日時点のもの
 ※平成2年度からJR九州バス分を算入
 ※乗合タクシー分も算入

③ 高速バス輸送人員の推移

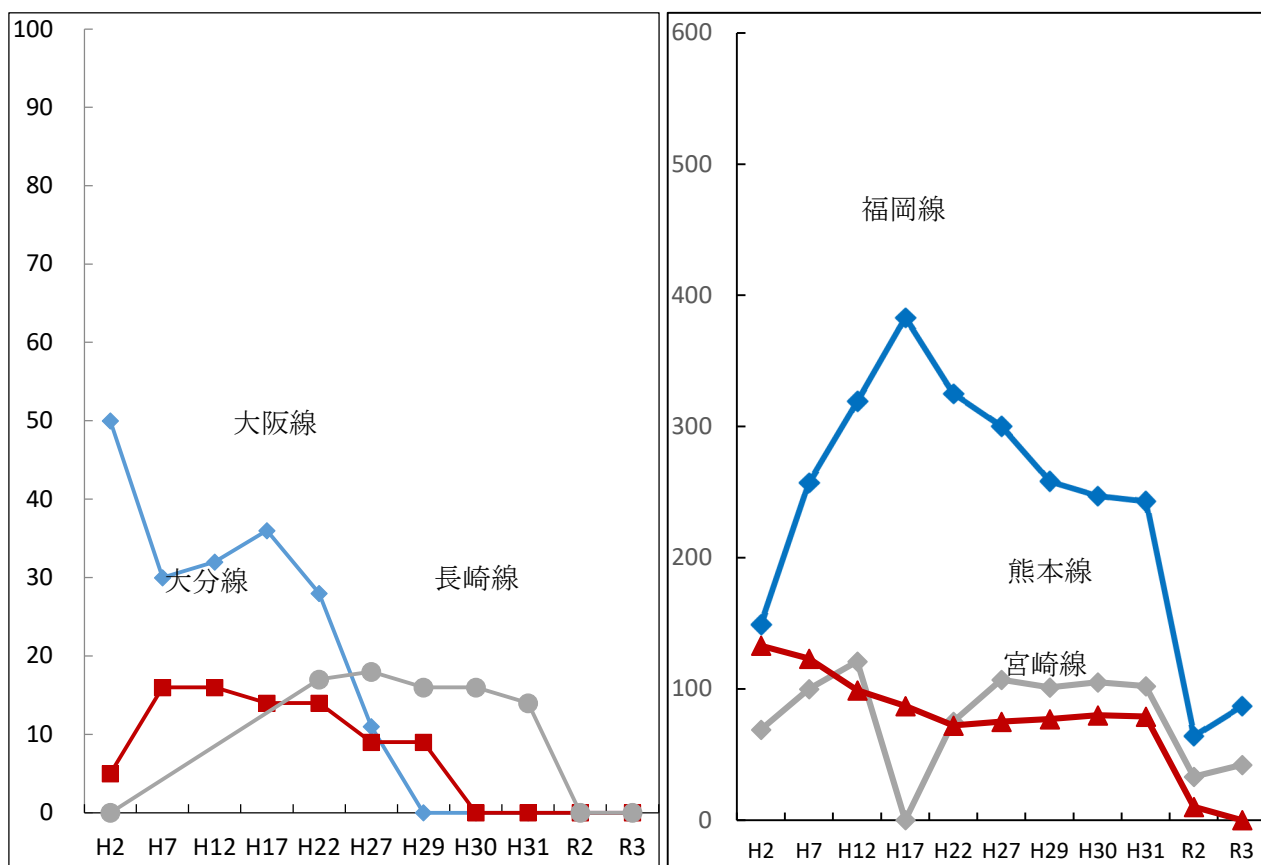
(a) 路線ごとの輸送人員

高速バス		運行開始 年月	H2	H7	H12	H17	H22	H27	H29	H30	H31	R2	R3
鹿児島 空港	着												
	鹿児島	S49.12	1,354	1,248	1,173	1,022	967	1,013	1,232	1,264	1,304	356	497
	枕崎	H1.3		80	87	76	46	43	41	40	38	9	11
	山川	H1.3	98	83	93	61	38	36	36	39	36	6	11
	串木野	H1.4	38	53	58	45	19	-	-	-	-	-	-
	川内	H3.12	-	73	90	77	66	-	-	-	125	86	78
阿久根		H6.11	-	56	79	-	-	-	-	-	-	-	-
鹿児島空港～県内			1,490	1,592	1,580	1,281	1,136	1,092	1,309	1,343	1,503	457	597
鹿児島 島	福岡	H2.3	149	257	319	383	325	300	258	247	243	64	87
	長崎	H21.11					17	18	16	16	14	-	-
	熊本	H2.4	69	100	121	0	75	107	101	105	102	33	42
	大分	H2.12	5	16	16	14	14	9	9	-	-	-	-
	宮崎	S57.12	133	123	99	87	72	75	77	80	79	10	-
	大阪	H2.3	50	30	32	36	28	11	-	-	-	-	-
尼崎		H2.9	6	15	17	14	7	-	-	-	-	-	-
鹿児島市～各都市			412	541	604	534	538	520	461	448	438	107	129
合計			1,902	2,133	2,184	1,815	1,674	1,612	1,770	1,791	1,941	564	726

資料：九州運輸局HP「高速バスの輸送人員の推移」

※集計は年度、輸送人員は千人単位

枕崎着については、知覧着をH7まで、加世田着をH17まで含む。



④ コミュニティバスの運行状況

(令和5年3月末日現在)

所在地	事例名(愛称等)	運営主体	運行事業者	運行開始	運行形態				運行 系統数 等	車両数		乗務 内容
					4系 路線 定期	4系 路線 不定期	4系 区域 運行	21系		バス 11人 以上	バス 11人 未満	
鹿児島市	あいばす (吉野地域)	鹿児島市	南国交通㈱	H20.10.21	○				4	1		150円均一 小学生80円,未就学児無料
	あいばす (谷山地域)	鹿児島市	鹿児島交通㈱	H20.10.21	○				3	1		150円均一 小学生80円,未就学児無料
	あいばす (喜入地域)	鹿児島市	鹿児島交通㈱	H20.10.21	○				6	1		150円均一 小学生80円,未就学児無料
	あいばす (谷山北部地域)	鹿児島市	鹿児島交通㈱	H22.10.1	○				5	1		150円均一 小学生80円,未就学児無料
	あいばす (谷山南部地域)	鹿児島市	鹿児島交通㈱	H22.10.1	○				3	1		150円均一 小学生80円,未就学児無料
	あいばす (伊敷西部地域)	鹿児島市	鹿児島交通㈱	H22.10.1	○				5	1		150円均一 小学生80円,未就学児無料
	あいばす (伊敷東部地域)	鹿児島市	南国交通㈱	H22.10.1	○				4	1		150円均一 小学生80円,未就学児無料
	あいばす (吉田地域)	鹿児島市	南国交通㈱	H22.10.1	○				5	1		150円均一 小学生80円,未就学児無料
	あいばす (松元地域)	鹿児島市	南国交通㈱	H22.10.1	○				4	1		150円均一 小学生80円,未就学児無料
	あいばす (郡山地域)	鹿児島市	鹿児島交通㈱	H22.10.1	○				2	1		150円均一 小学生80円,未就学児無料
	あいばす (小原地域)	鹿児島市	鹿児島市交通局	H29.1.5	○				3	1		150円均一 小学生80円,未就学児無料
	かごしま市乗合タクシー(錦 山地域)	鹿児島市	(株)鹿児島自動車学校 (むらさきタクシー)	H23.7.1		○			3		4	150円・650円
	かごしま市乗合タクシー(錦 山地域)	鹿児島市	(有)平川タクシー	H23.7.1		○			3		4	150円・650円
	かごしま市乗合タクシー(錦 山地域)	鹿児島市	御玉林タクシー	H23.7.1		○			3		4	150円・650円
	かごしま市乗合タクシー(錦 山地域)	鹿児島市	御谷山タクシー	H23.7.1		○			3		4	150円・650円
	かごしま市乗合タクシー(錦 山地域)	鹿児島市	旭交通㈱	H23.7.1		○			3		7	150円・650円
	かごしま市乗合タクシー(喜 入地域)	鹿児島市	鹿児島第一交通㈱	H30.10.1		○			1		22	150円均一 未就学児無料
	かごしま市乗合タクシー(喜 入地域)	鹿児島市	(有)平川タクシー	H30.10.1		○			1		2	150円均一 未就学児無料
	かごしま市乗合タクシー(常 盤地域)	鹿児島市	御南州タクシー	H30.10.1		○			1		8	150円均一 未就学児無料
	かごしま市乗合タクシー(松 元平田地域)	鹿児島市	(有)松元タクシー	H30.10.1		○			1		2	150円・600円 未就学児無料
	かごしま市乗合タクシー(平 川古屋敷地域)	鹿児島市	鹿児島第一交通㈱	H31.3.15		○			1		2	150円・380円 未就学児無料
	かごしま市乗合タクシー(平 川古屋敷地域)	鹿児島市	御鹿屋自動車学校	H31.3.15		○			1		2	150円・380円 未就学児無料
	かごしま市乗合タクシー(平 川古屋敷地域)	鹿児島市	(有)平川タクシー	H31.3.15		○			1		2	150円・380円 未就学児無料
	かごしま市乗合タクシー(平 川古屋敷地域)	鹿児島市	御玉林タクシー	H31.3.15		○			1		2	150円・380円 未就学児無料
	かごしま市乗合タクシー(平 川古屋敷地域)	鹿児島市	旭交通㈱	H31.3.15		○			1		5	150円・380円 未就学児無料
	かごしま市乗合タクシー(森 山団地・西紫原台地域)	鹿児島市	鹿児島第一交通㈱	R3.1.12		○			1		14	150円均一 未就学児無料
	かごしま市乗合タクシー(田 上5丁目地域)	鹿児島市	(株)あづま交通	R2.12.24		○			1			150円均一 未就学児無料
	かごしま市乗合タクシー(坂 元・上竜尾地域)	鹿児島市	御南州タクシー	R3.1.12		○			1		8	150円均一 未就学児無料
鹿屋市	串良地区くるりんバス	鹿屋市	鹿児島交通㈱	H14.5.13	○				6	1		100円均一 小学生以下・障がい者・運転免 許返納者50円、未就学児無料
	かのやくるりんバス (市街地循環バス)	鹿屋市	鹿児島交通㈱	H16.7.1	○				2	1		100円均一 小学生以下・障がい者・運転免 許返納者50円、未就学児無料
	輝北地区くるりんバス	鹿屋市	鹿児島交通㈱	H24.4.1	○				4	1		100円均一 小学生以下・障がい者・運転免 許返納者50円、未就学児無料
	吾平地区くるりんバス	鹿屋市	鹿児島交通㈱	H24.4.1	○				2	1		100円均一 小学生以下・障がい者・運転免 許返納者50円、未就学児無料
	乗合タクシー	鹿屋市	鹿児島第一交通(株)	H29.10.1		○			1		20	300円・500円、小学生以下・障 がい者半額、運転免許返納者100 円引き、未就学者無料
	かのやくるりんバス (市街地循環バス北ルート)	鹿屋市	鹿児島交通㈱	R1.10.1	○				2	1		100円均一 小学生～高校生・障がい者・運 転免許返納者50円、未就学児無 料
	大始良地区くるりんバス	鹿屋市	鹿児島交通㈱	R1.10.1	○	○			2	1		100円均一 小学生～高校生・障がい者・運 転免許返納者50円、未就学児無 料
阿久根市	乗合タクシー	阿久根市	第一交通㈱	H30.4.1		○			2		10	200円均一、未就学児無料
	乗合タクシー	阿久根市	(資)阿久根タクシー	H22.4.12		○			10		4	200円均一、未就学児無料
出水市	出水ふれあいバス (旧野田循環バス)	出水市(旧 野田町)	南国交通㈱	H12.4.1	○				1	1		200円均一
	出水ふれあいバス	出水市	南国交通㈱	H10.4.1	○				7	4		200円均一
	出水ふれあいバス (旧ふるさとグリーンパス)	出水市(旧 高尾野町)	南国交通㈱	H12.4.6	○				2	2		200円均一
	乗合タクシー	出水市	旭交通㈱	H31.4.1		○			1		4	200円均一、小人100円
指宿市	イッシーバス (小牧線・徳光・鯉線)	指宿市	鹿児島交通㈱	H14.10.1	○				2	1		250円均一
	イッシーバス (開閉循環線)	指宿市	御南九州あづま交通	R2.4.1	○				2		1	200円均一(連絡線は無料)
	乗合タクシー (島久保・西方線)	指宿市	指宿観光交通㈱	R2.4.1			○		1		2	300円～500円 小人・障がい者 半額
	乗合タクシー (池田線)	指宿市	鹿児島第一交通㈱	R2.4.1		○			1		2	300円～500円 小人・障がい者 半額
	乗合タクシー (魚見線)	指宿市	御鹿屋自動車学校 (指宿タクシー)	R2.4.1		○			1		2	300円～500円 小人・障がい者 半額
	乗合タクシー (島久保・西方線)	指宿市	指宿観光交通(株)	R4.10.1		○			1		2	300円～500円 小人・障がい者 半額
	乗合タクシー (尾下線)	指宿市	御鹿屋自動車学校 (山川タクシー)	R2.4.1			○		1		2	300円～500円 小人・障がい者 半額

所在地	事例名（愛称等）	運営主体	運行事業者	運行開始	運行形態				運行 系統数 等	車両数		運賃 内容
					4条 路線 定期	4条 路線 市定期	4条 区域 運行	21条		定員 11人 以上	定員 11人 未満	
垂水市	たるみず乗合タクシー	垂水市	南海交通㈱	H21.12.1			○		2		2	対キロ制度 (200円～700円)
	たるみず乗合タクシー	垂水市	小森 勇 (協和タクシー)	H21.12.1			○		1		1	対キロ制度 (200円～700円)
	たるみず乗合タクシー	垂水市	(株)オダ	H21.12.1			○		1		1	対キロ制度 (200円～700円)
薩摩川内 市	くるくるバス	薩摩川内市	南国交通㈱ 鹿児島交通㈱	H12.8.1	○				2	2		150円均一 小学生以下・障がい者・運転免 許返納者80円、未就学児無料
	南部循環バス	薩摩川内市	南国交通㈱	H18.11.8	○				2	2		150円均一 小学生以下・障がい者・運転免 許返納者80円、未就学児無料
	高江・土川線	薩摩川内市	南国交通㈱	H18.11.8	○				1	1		150円均一 小学生以下・障がい者・運転免 許返納者80円、未就学児無料
	串木野新港線	薩摩川内市	南国交通㈱	H18.11.8	○				1	1		150円均一 小学生以下・障がい者・運転免 許返納者80円、未就学児無料
	北部循環バス	薩摩川内市	南国交通㈱	H19.12.1	○				2	4		150円均一 小学生以下・障がい者・運転免 許返納者80円、未就学児無料
	入来地域デマンド交通（きん かん号）	薩摩川内市	(株)入来タクシー	H22.7.1			○		6		4	150円均一 小学生以下・障がい者・運転免 許返納者80円、未就学児無料
	市内横断シャトルバス	薩摩川内市	南国交通㈱ 鹿児島交通㈱	H22.11.1	○				2	4		150円均一 小学生以下・障がい者・運転免 許返納者80円、未就学児無料
	東郷地域デマンド交通（ゆっ たり号）	薩摩川内市	(株)川内観光交通	H25.1.4			○		3		4	150円均一 小学生以下・障がい者・運転免 許返納者80円、未就学児無料
	郡管院地域デマンド交通（け どういん号）	薩摩川内市	(株)郡管院タクシー	H27.7.1			○		2		2	150円均一 小学生以下・障がい者・運転免 許返納者80円、未就学児無料
	甑島地域コミュニティバス	薩摩川内市	南国交通㈱	H24.4.1	○				8	11	2	150円均一 小学生以下・障がい者・運転免 許返納者80円、未就学児無料
	川内港シャトルバス	薩摩川内市	南国交通㈱	H26.4.2	○				2	1		150円均一 小学生以下・障がい者・運転免 許返納者80円、未就学児無料
	樋脇地域デマンド交通（ゆう ゆう号）	薩摩川内市	(株)市比野タクシー	H31.2.1			○		2		2	150円均一 小学生以下・障がい者・運転免 許返納者80円、未就学児無料
日置市	日置市コミュニティバス (伊集院ゆすいん号)	日置市	鹿児島交通㈱	H18.8.1	○				1	1		150円均一 小学生・中学生・障がい者・65 歳以上運転免許返納者80円、未 就学児無料
	日置市乗合タクシー (吹上地域)	日置市	(株)湯の浦タクシー	H23.4.1			○		7		3	300円均一 小学生・中学生・障がい者・65 歳以上運転免許返納者200円、未 就学児無料
	日置市乗合タクシー (吹上地域)	日置市	(株)内田タクシー	H23.4.1			○		7		3	300円均一 小学生・中学生・障がい者・65 歳以上運転免許返納者200円、未 就学児無料
	日置市乗合タクシー (伊集院・日吉地域)	日置市	(株)伊集院タクシー	H23.4.1			○		6		3	300円均一 小学生・中学生・障がい者・65 歳以上運転免許返納者200円、未 就学児無料
	日置市乗合タクシー (伊集院・日吉地域)	日置市	ひまわり交通㈱	H23.4.1			○		6		3	300円均一 小学生・中学生・障がい者・65 歳以上運転免許返納者200円、未 就学児無料
	日置市乗合タクシー (伊集院地域)	日置市	(株)吉村タクシー	H23.4.1			○		6		3	300円均一 小学生・中学生・障がい者・65 歳以上運転免許返納者200円、未 就学児無料
	日置市乗合タクシー (伊集院地域)	日置市	第一交通㈱	R5.4.1			○		4		2	300円均一 小学生・中学生・障がい者・65 歳以上運転免許返納者200円、未 就学児無料
	日置市乗合タクシー (日吉地域)	日置市	(株)吉村タクシー	H26.4.1			○		6		5	300円均一 小学生・中学生・障がい者・65 歳以上運転免許返納者200円、未 就学児無料
	日置市乗合タクシー (東市来地域)	日置市	第一交通㈱	H31.4.1			○		3		2	300円均一 小学生・中学生・障がい者・65 歳以上運転免許返納者200円、未 就学児無料
	日置市乗合タクシー (東市来地域)	日置市	(株)吉村タクシー	H31.4.1			○		2		2	300円均一 小学生・中学生・障がい者・65 歳以上運転免許返納者200円、未 就学児無料
	日置市乗合タクシー (東市来地域)	日置市	(株)伊集院タクシー	H31.4.1			○		1		2	300円均一 小学生・中学生・障がい者・65 歳以上運転免許返納者200円、未 就学児無料
	日置市乗合タクシー (東市来地域)	日置市	ひまわり交通㈱	H31.4.1			○		1		2	300円均一 小学生・中学生・障がい者・65 歳以上運転免許返納者200円、未 就学児無料
曾於市	曾於市思いやりバス	曾於市	鹿児島交通㈱	H18.4.1	○				1	1		200円均一（小学生100円） 運転免許返納者無料
	曾於市おもいやりタクシー	曾於市	大隅南海交通㈱	H19.4.1	○	○			8		4	200円均一（小学生100円） 運転免許返納者無料
	曾於市おもいやりタクシー	曾於市	未吉タクシー(株)	H19.4.1	○	○			7		3	200円均一（小学生100円） 運転免許返納者無料
	曾於市おもいやりタクシー	曾於市	(株)大保タクシー	H19.4.1	○	○			7		1	200円均一（小学生100円） 運転免許返納者無料
	曾於市おもいやりタクシー	曾於市	(株)財部タクシー	H19.4.1	○	○			6		2	200円均一（小学生100円） 運転免許返納者無料
	曾於市おもいやりタクシー	曾於市	本村交通㈱	H19.4.1	○				3		1	200円均一（小学生100円） 運転免許返納者無料

所在地	事例名（愛称等）	運営主体	運行事業者	運行開始	運行形態				運行 系統数 等	車両数		運賃 内容
					4車 路線 定期	4車 路線 不定期	4車 区域 運行	21車		定員 11人 以上	定員 11人 未満	
霧島市	横川ふれあいバス	霧島市	南国交通㈱	H14.12.2	○				9	2		大人150円 小学生・障がい者80円 未就学児無料
	溝辺ふれあいバス	霧島市	南国交通㈱	H20.4.1	○				5	2		大人150円 小学生・障がい者80円 未就学児無料
	霧島ふれあいバス	霧島市	鹿児島交通㈱	H15.2.1	○				4	2		大人150円 小学生・障がい者80円 未就学児無料
	国分ふれあいバス	霧島市	鹿児島交通㈱	H15.10.1	○				10	3		大人150円 小学生・障がい者80円 未就学児無料
	牧園ふれあいバス	霧島市	鹿児島交通㈱	H17.9.1	○				11	2		大人150円 小学生・障がい者80円 未就学児無料
	福山ふれあいバス	霧島市	鹿児島交通㈱	H20.4.1	○				5	2		大人150円 小学生・障がい者80円 未就学児無料
	市街地循環バス	霧島市	鹿児島交通㈱	H20.4.1	○				4	2		大人150円 小学生・障がい者80円 未就学児無料
	霧島牧園線	霧島市	鹿児島交通㈱	H20.4.1	○				1	2		大人150円 小人・障がい者80円 未就学児無料
	霧島市運営有償運送	霧島市（旧 福山町）	霧島市	S61.11.30					2	2	2	大人150円 小人・障がい者 80円 未就学児無料 ※小中学生の通学無料
	妙見温泉バス	霧島市	鹿児島交通㈱	H23.3.12	○				2			対キロ制度(130円～630円)
	霧島速山周遊バス	霧島市	鹿児島交通㈱	H23.3.12	○				2			対キロ制度(130円～630円)
	霧島周遊観光バス	霧島市	鹿児島交通㈱	H31.1.12	○				2	2		1100円、小人550円
	霧島市デマンド交通 （霧島永水地域）	霧島市	㈱有村観光	H23.10.1		○			2		2	150円 小学生・障がい者80円 未就学児無料
	霧島市デマンド交通 （溝辺有川地域）	霧島市	㈱中村タクシー	H24.12.1		○			1		2	150円 小学生・障がい者80円 未就学児無料
	霧島市デマンド交通 （福山地域）	霧島市	㈱中村タクシー	H29.10.2		○			3		4	150円 小学生・障がい者80円 未就学児無料
	霧島市デマンド交通 （横山町中ノ）	霧島市	（株）タクシー国際	R3.6.29		○			3		4	150円 小学生・障がい者80円 未就学児無料
	霧島市デマンド交通 （霧島田口・川北地域）	霧島市	第一交通㈱	R1.6.1		○			1		2	150円 小学生・障がい者80円 未就学児無料
いちき串 木野市	いきいきバス	いちき串木 野市	鹿児島交通㈱	H13.5.8	○				2	1		200円 小学生・障がい者100円
	いきいきタクシー （川上・大里線）	いちき串木 野市	第一交通㈱	H23.12.1		○			1		2	300円 小学生・障がい者150円
	いきいきタクシー （冠岳・生福・上名線）	いちき串木 野市	第一交通㈱	R1.10.1		○			1		2	300円 小学生・障がい者150円
	いきいきタクシー （旭線）	いちき串木 野市	第一交通㈱	R2.4.1		○			1		2	300円 小学生・障がい者150円
南さつま市	つわちゃんバス	南さつま市	鹿児島交通㈱	H24.12.1	○				9	5		大人200円、小学生以下、障害者 無料
	つわちゃんタクシー	南さつま市	中尾省治	H24.12.1		○			1		2	100円均一 小学生、障害者半額 未就学児無料
	つわちゃんタクシー	南さつま市	南海交通㈱	H29.4.1		○			2		6	100円均一 小学生、障害者半額 未就学児無料
	つわちゃんタクシー	南さつま市	㈱森田タクシー	H25.12.1		○			1		2	100円均一 小学生、障害者半額 未就学児無料
南九州市	ひまわりバス	南九州市	鹿児島交通㈱	H21.9.1	○				11	4		20km未満100円（小学生半額） 20km以上200円（小学生半額）
	ひまわりバス	南九州市	㈱宇都自動車商会	H21.9.1	△	△			17		5	大人100円、障害者無料 小人50円、小学生未満無料
	ひまわりバス	南九州市	㈱池田観光	H21.9.1	○				7		1	大人100円、障害者無料 小人50円、小学生未満無料
	ひまわりバス	南九州市	㈱南九州あづま交通	H21.9.1	○				11	1	1	大人100円、障害者無料 小人50円、小学生未満無料
伊佐市	のりあいタクシー	伊佐市	㈱下小園タクシー	H23.10.1		○			4		4	100円均一
	のりあいタクシー	伊佐市	㈱下小園タクシー	H23.10.1		○			5		5	100円・300円（ただし75歳以上 150円）
	のりあいタクシー	伊佐市	伊佐交通観光㈱	H23.10.1		○			4		4	100円・300円（ただし75歳以上 150円）
	のりあいタクシー	伊佐市	伊佐交通観光㈱	H24.10.1		○			3		3	100円・300円
	市内運行バス	伊佐市	伊佐交通観光㈱	H24.10.1	△				3	3		路線定期：対キロ制度（130～ 490円）、75歳以上等半額
	市内運行バス	伊佐市	南国交通㈱	H24.10.1	○				3	3		路線定期：対キロ制度（130～ 240円）75歳以上等半額
姶良市	ふるさとバス	姶良市	㈱あいら交通	H4.7.1	△				2	1		200円均一、小学生及び障がい者 100円、未就学児無料
	加治木地区循環バス	姶良市	鹿児島交通㈱	H14.9.1	○				6	3		200円均一、小学生及び障がい者 100円、未就学児無料
	蒲生地区巡回バス	姶良市	南国交通㈱	H14.10.1	○				5	2		200円均一、小学生及び障がい者 100円、未就学児無料
	上名地区乗合バス	姶良市	南国交通㈱	H15.4.1	○				2		1	200円均一
	3庁舎間巡回バス	姶良市	南国交通㈱	H23.4.1	○				1	2		対キロ制度（140～200円）、小 学生及び障がい者半額、未就学 児無料
	新留地区予約型乗合タクシー	姶良市	第一交通㈱	H30.10.1		○			1		2	200円均一、小学生及び障がい者 100円、未就学児無料
	大山地区予約型乗合タクシー	姶良市	第一交通㈱	R1.10.1		○			1		2	200円均一、小学生及び障がい者 100円、未就学児無料
	久末地区高牧集落予約型乗合 タクシー	姶良市	第一交通㈱	R1.10.1		○			1		2	200円均一、小学生及び障がい者 100円、未就学児無料
	中野地区高牧集落予約型乗合 タクシー	姶良市	第一交通㈱	R2.10.1		○			1		2	200円均一、小学生及び障がい者 100円、未就学児無料
	姶良市乗合タクシー（永原校 区（西浦地区））	姶良市	第一交通㈱	R2.10.1		○			1		2	200円均一、小学生及び障がい者 100円、未就学児無料
	姶良市乗合タクシー（竜門校 区）	姶良市	第一交通㈱	R2.10.1		○			1		2	200円均一、小学生及び障がい者 100円、未就学児無料
	姶良市乗合タクシー（永原校 区（辺川地区））	姶良市	㈱あいら交通	R2.10.1		○			1		2	200円均一、小学生及び障がい者 100円、未就学児無料
	姶良市乗合タクシー（上名地 区）	姶良市	㈱あいら交通	R5.4.1		○			1			200円均一、小学生及び障がい者 100円、未就学児無料

所在地	事例名（愛称等）	運営主体	運行事業者	運行開始	運行形態				運行 系統数 等	車両数		運賃 内容
					4条 路線 定期	4条 路線 不定期	4条 区域 運行	21条		定員 11人 以上	定員 11人 未満	
さつま町	さつま町乗合タクシー（湯田・佐志線）	さつま町	㈱宮都タクシー	H23.11.1		○			1		1	200円 中学生以下100円
	さつま町乗合タクシー（神子線）	さつま町	㈱鶴田タクシー	H23.11.1		○			1		1	200円 中学生以下100円
	さつま町乗合タクシー（鶴田線）	さつま町	㈱鶴田タクシー	H23.11.1		○			1		1	200円 中学生以下100円
	さつま町乗合タクシー（金山線）	さつま町	㈱鶴田タクシー	H24.4.1	○	○			1		4	200円 中学生以下100円
	さつま町乗合タクシー（段・築師線）	さつま町	㈱宮都タクシー	H24.4.1		○			1		3	200円 中学生以下100円
	さつま町乗合タクシー（山崎線）	さつま町	㈱神園サービス	H24.4.1		○			1		15	200円 中学生以下100円
	さつま町乗合タクシー（上狩宿・熊田線）	さつま町	㈱鶴田タクシー	H24.4.1		○			1		4	200円 中学生以下100円
	さつま町乗合タクシー（登尾線）	さつま町	㈱神園サービス	H24.4.1		○	○		1	5	15	200円 中学生以下100円
	さつま町乗合タクシー（枕野・紫尾線）	さつま町	㈱神園サービス	H24.4.1		○	○		1	5	15	200円 中学生以下100円
	薩摩支所線	さつま町	㈱宮都タクシー	H31.4.1	○				1		1	200円 中学生以下100円
	さつま町乗合タクシー（中津川・白猿線）	さつま町	㈱宮都タクシー	H31.4.1		○	○		1	2	2	200円 中学生以下100円
	さつま町乗合タクシー（泊野・白男川線）	さつま町	㈱宮都タクシー	H31.4.1		○	○		1	2	2	200円 中学生以下100円
	北原線	さつま町	㈱神園サービス	H31.4.1		○			1	5	15	200円 中学生以下100円
	栗野線	さつま町	㈱鶴田タクシー	H31.4.1		○			1		4	200円 中学生以下100円
長島町	がらかぶ号	長島町	南国交通㈱	H12.10.2	○				8	1		100円均一
	マンダリン号	長島町（旧東町）	南国交通㈱	H12.12.1	○				8	2		100円均一
湧水町	ふるさとバス	湧水町（旧栗野町）	南国交通㈱	H12.4.6	○				1	1		大人200円、中学生以下無料、障がい者100円
錦江町	田代コミュニティバス	錦江町	鹿児島交通㈱	H20.10.1	○				4	1		無料
南大隅町	乗合タクシー	南大隅町	みさき交通㈱	H23.4.1		○			2		3	一律500円 小学生300円
肝付町	事前予約型乗合タクシー	肝付町	㈱鶴丸タクシー	H25.4.1		○			2		3	200円、小学生100円、未就学児無料
	事前予約型乗合タクシー	肝付町	㈱銀河タクシー	H25.4.1		○			3		4	200円、小学生100円、未就学児無料
	事前予約型乗合タクシー	肝付町	㈱立石タクシー	H25.4.1		○			2		3	200円、小学生100円、未就学児無料
西之表市	わかさ姫	西之表市	種子島・屋久島交通㈱	H24.2.1	○				2	2		100円、小学生未満無料 障がい者・運転免許証自主返納者は半額
	どんがタクシー	西之表市	林 辰男（はやしタクシー）	H24.2.1		○			3		3	300円、小学生未満無料 障がい者・運転免許証自主返納者は半額
	どんがタクシー	西之表市	㈱市丸タクシー	H24.2.1		○			2		2	300円、小学生未満無料 障がい者・運転免許証自主返納者は半額
中種子町	中種子町コミュニティバス	中種子町	㈱和人組	H22.4.1	○				4	4		100円、小学生未満無料 障がい者・運転免許証自主返納者は半額
	中種子町予約型乗合タクシー	中種子町	㈱市丸タクシー	H26.4.1		○			5		4	200円～500円、小学生未満無料 障がい者・運転免許証自主返納者は半額
	中種子町予約型乗合タクシー	中種子町	林 辰男（はやしタクシー）	H28.4.1		○			5		4	200円～500円、小学生未満無料 障がい者・運転免許証自主返納者は半額
南種子町	南種子町コミュニティバス	南種子町	種子島・屋久島交通㈱	H22.3.1	○				5	2		100円均一 中央高校路線 高校生 定期券 2,500円/月
奄美市	ゆらいバス	奄美市	㈱しまバス	R1.10.1	○				4		3	120円～410円（対キロ区間制）、小学生及び障がい者半額
	-	奄美市	㈱しまバス	H29.10.1	○				3		3	対キロ区間制、小学生及び障がい者半額
奄美市・龍郷町	-	奄美市・龍郷町	㈱しまバス	R1.10.1	○				1		1	120円～390円（対キロ区間制）、小学生及び障がい者半額
龍郷町	-	龍郷町	㈱しまバス	H30.10.1	○	○			2		2	120円均一 小児・障がい者半額
瀬戸内町	海浜バス	瀬戸内町	南部交通(株)	H16.10.1	△				7	2	3	対キロ制度（120～1,380円）、障がい者半額
	-	瀬戸内町	加計呂麻バス㈱	H21.10.1	○	○			2	8		110円～560円 障がい者半額
宇検村	-	宇検村	㈱しまバス	R1.10.1	○	○			4	1	2	100円～880円（対キロ区間制）、小学生及び障がい者半額
大和村	大和村直行バス	大和村	(資)大島タクシー	R1.7.1			○		1	2		100～1,200円 高校生・65歳以上の高齢者・障がい者は一部区間無料等
喜界町	-	喜界町	㈱奄美航空	S61.9.19	○				15	4		対キロ制度（150～300円）
知名町・和泊町	-	知名町・和泊町	沖永良部バス企業団	H22.10.1	○	○			9	8	1	・140円～1,140円（定期） ・100円・200円（不定期）
徳之島町	ひまわり号	徳之島町	徳之島総合陸運㈱	H21.10.1		○			2		2	300円、小学生以下・障がい者は半額
天城町	ユイ結いバス	天城町	徳之島総合陸運㈱	H21.10.1		○	○		2		1	200円、小学生以下・障がい者は半額
与論町	-	与論町	南陸運株式会社	H4.10.1	△				2	1		200円、小学生以下・障がい者は半額

1. コミバスとは、市町村・自治会等から委託等を受けて運行するバスや運行形態・車両・運賃等工夫したバスをいう。（バス型・乗合タクシー型を含む）
2. 運行形態の欄で、「△」については運行事業者がみなし4条事業者であることを表す。みなし4条事業者とは、それまで道路運送法第21条に基づいて運行しており、平成18年の道路運送法改正の際に4条許可を受けたとみなされた事業者をい

(2) 一般貸切旅客自動車運送事業

① 一般貸切旅客自動車運送事業の現況

鹿児島県内における貸切バス事業者数と保有車両数は、令和5年3月末日現在で73事業者、815両である。事業規模は全体の約17%の13社が5両未満の事業者である。

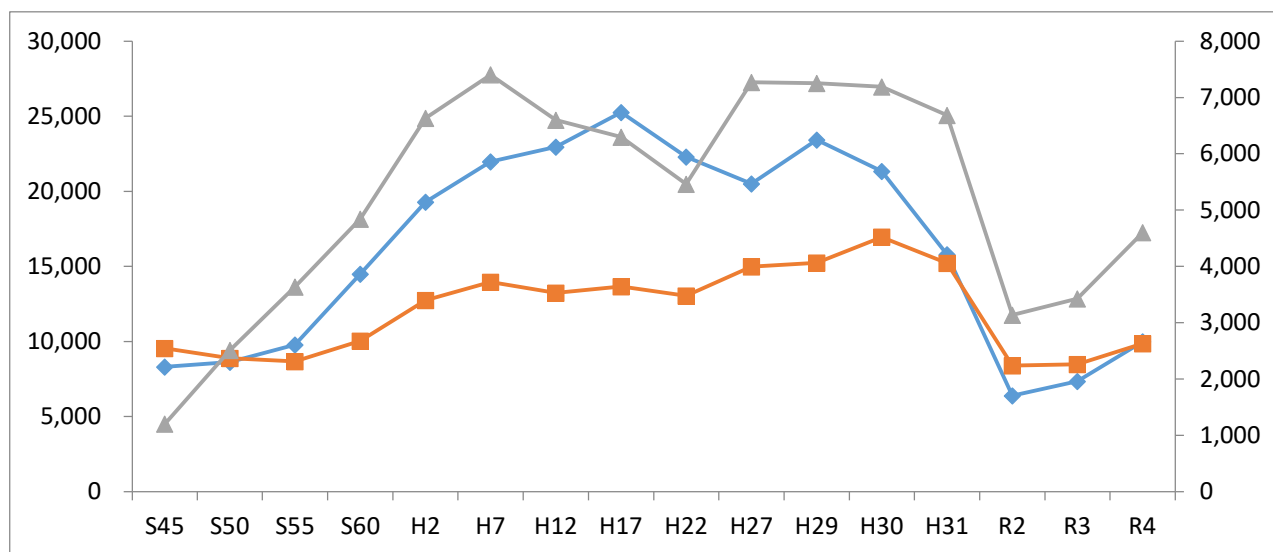
平成12年2月の改正道路運送法施行以降、需給調整撤廃に伴う貸切バス事業者間の競争が激化し、貸切バス事業者を取り巻く環境が厳しくなった中で発生した平成24年4月の関越自動車道における高速ツアーバス事故を契機として、事故防止等の安全対策の確保を求めるべく、平成25年10月から、全ての貸切バス事業者に対する安全管理規程制定及び安全統括管理者選任の義務付け（いずれも届出要）、平成26年4月から、新運賃制度（運賃算出方法の明確化。運行時間と運行距離に基づく運賃制度への移行）等の各施策が実施されている。

なお、令和5年度において、現状の社会経済情勢に見合った運賃・料金を収受するために、公示運賃の見直すとともに、幅運賃制度を撤廃し、下限のみとする改正を実施した。

また、平成28年1月に発生した軽井沢スキーバス事故を受け、更なる安全対策の確保を求めるべく、平成28年11月から貸切バス事業者における新規採用運転手に対する指導教育の厳格化、平成29年4月から全ての貸切バス事業者を対象とする5年ごとの事業許可更新制等が導入された。

県内における貸切バス事業の輸送実績に関して、平成26年度の新運賃制度の施行以降、インバウンド等の運送需要の増加と相まって回復傾向にあったが、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて大きく減少し、その状況が継続している。

② 貸切バスの輸送実績の推移



灰色の実線：営業収入（右軸。単位：百万円）、青色の実線：走行キロ（左軸。単位：千キロ）、朱色の実線：輸送人員（右軸。単位：千人）

種 別 (単位)	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	H29	H30	H31	R2	R3	R4
事業者数 (者)	16	19	20	31	40	49	62	89	88	91	88	86	87	85	78	73
車両数 (両)	281	280	281	344	397	519	654	895	927	902	928	963	952	916	846	815
走行キロ (千km)	8,307	8,621	9,777	14,487	19,281	21,974	22,949	25,268	22,298	20,513	23,436	21,336	15,787	6,400	7,347	10,000
輸送人員 (千人)	2,544	2,369	2,314	2,676	3,400	3,721	3,528	3,644	3,476	3,996	4,066	4,523	4,058	2,240	2,260	2,633
営業収入 (百万円)	1,202	2,510	3,637	4,844	6,634	7,404	6,598	6,300	5,460	7,268	7,253	7,191	6,682	3,137	3,428	4,604

資料：輸送実績報告書および概況報告書
※数値は各年度末日時点のもの
※平成2年度からJR九州バス分を算入

2. タクシー事業の概況

(1) 事業の概況

鹿児島県内のタクシー事業者数及び車両数は、令和5年3月末現在、法人タクシー119者、個人タクシー221者、車両数は3,113両である。

バス・鉄道等の大量輸送機関の補完的役割を果たすとともに、ドア・ツー・ドアの機動的・個別的公共輸送機関として国民生活に定着してきており、乗りたい場所から行きたい場所まで自由に設定でき、誰もが必要ときに深夜・早朝問わずに利用できる交通機関である。公共輸送機関として大きな役割を果たしているが、国内の長期にわたる景気低迷の影響により、タクシー事業者を取り巻く環境及び乗務員労働条件は厳しい状況にあったため、令和元年12月に県本土（鹿児島A地区）及び種子島・屋久島（鹿児島B地区）では運賃改定を実施し、収支改善を図ったものの、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症拡大による利用機会の減少等により、依然として厳しい状況にある。

このような状況下、県内のタクシー事業者では、次世代タクシーと呼称されるJPNタクシー等のUD（ユニバーサルデザイン）タクシーの導入、QRコードやクレジットカード等のキャッシュレス導入による活性化の取組を進めるとともに、路線バス事業者が撤退した市町村からの要請を受けてコミュニティバスの運行を受託することで地域に貢献することで、存続を図っている。

なお、令和5年3月末現在、県内では、供給過剰である特定地域において事業の適正化に、供給過剰のおそれがある準特定地域において事業の活性化に各々取り組むことを求める、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく準特定地域に、鹿児島市、鹿児島空港交通圏、川薩交通圏、鹿屋交通圏の4地域が指定されており、地域毎に協議会を設置し、新規需要の開拓等による活性化及び事業再構築等による適正化に取り組んでいるところである。

①事業者数の推移

（各年度末現在）

年度別		S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H30	R1	R2	R3	R4
事業者数	法人	201	198	194	185	169	171	153	130	129	123	124	119
	個人	466	478	468	454	451	457	379	275	262	250	235	221

②規模別事業者数

（令和5年3月末現在）

車両数規模別事業者数								
計	10両まで	30両まで	50両まで	100両まで	200両まで	500両まで	501両以上	個人タクシー
119	62	40	6	2	7	2	0	221
従業員数規模別事業者数								
計	10人まで	30人まで	50人まで	100人まで	300人まで	1,000人まで	1,001人以上	個人タクシー
119	52	39	10	9	9	0	0	221
資本金数規模別事業者数								
計	500万円まで	1,000万円まで	3,000万円まで	5,000万円まで	1億円まで	1億円を超える	その他	個人タクシー
119	43	50	11	3	1	1	10	221

③ 実績の推移

資料：各年度各者輸送実績報告書（注）

年 度 別	H7	H12	H17	H22	H30	R1	R2	R3	R4	
事業者数	(法人)	185	169	171	159	130	129	123	124	119
	(個人)	454	451	457	396	275	262	250	235	221
	(合計)	639	620	628	555	405	391	373	359	340
車両数 (両)	(法人)	4,219	4,101	4,154	3,874	3,327	3,253	3,130	3,059	2,892
	(個人)	454	451	457	396	275	262	250	235	221
	(合計)	4,673	4,552	4,611	4,270	3,602	3,515	3,380	3,294	3,113
走行キロ (千キロ)	(法人)	205,711	174,349	165,639	131,509	94,091	86,287	61,388	59,725	63,533
	(個人)	12,693	12,455	11,236	8,490	6,459	6,003	3,520	2,948	4,070
	(合計)	218,404	186,804	176,875	139,999	100,550	92,290	64,908	62,673	67,603
輸送人員 (千人)	(法人)	34,120	26,975	24,742	20,039	15,347	14,209	9,008	8,997	10,012
	(個人)	1,667	1,508	1,350	939	713	652	333	276	411
	(合計)	35,787	28,483	26,092	20,978	16,060	14,861	9,341	9,273	10,423
営業収入 (千円)	(法人)	26,826,681	21,498,003	19,414,799	15,938,732	13,213,597	12,370,226	8,278,076	8,447,816	9,707,608
	(個人)	1,256,575	1,197,862	1,111,711	809,674	617,824	582,693	295,906	245,691	383,428
	(合計)	28,083,256	22,695,865	20,526,510	16,748,406	13,831,421	12,952,919	8,573,982	8,693,507	10,091,036

走行キロ・輸送人員・営業収入は法人・個人各値の百の位以下を切り捨てた上での合計値を記載

④ 市郡別事業者数及び車両数

(令和5年3月末現在)

市 郡 別		人口	事業者数		車 両 数						一車当人口
				内本店含	特大車	大型車	普通車	中型車	小型車	計	
市 部 (19市)	鹿 児 島	587,699	27 (221)	26 (221)	54 (1)	14 (0)	1,450 (220)	0 (0)	0 (0)	1,518 (221)	387
	鹿 屋	98,419	5	4	6	0	98	0	0	104	946
	枕 崎	18,987	2	2	2	0	18	0	0	20	949
	阿 久 根	18,095	2	2	2	0	20	0	0	22	823
	出 水	50,643	2	2	2	0	43	0	0	45	1,125
	指 宿	37,293	4	1	7	0	73	0	0	80	466
	西 之 表	13,836	2	0	2	0	22	0	0	24	577
	垂 水	12,895	3	3	1	0	29	0	0	30	430
	薩 摩 川 内	90,552	9	8	28	1	130	0	0	159	570
	日 置	45,917	6	5	7	0	56	0	0	63	729
	曾 於	31,600	6	6	22	0	26	0	0	48	658
	霧 島	122,365	9	5	14	1	147	0	0	162	755
	いちき串木野	26,309	2	1	2	0	37	0	0	39	675
	南 さ つ ま	31,134	6	4	3	0	39	0	0	42	741
	志 布 志	28,042	3	2	11	0	17	0	0	28	1,002
	奄 美	39,489	7	6	8	0	0	4	82	94	420
	南 九 州	31,196	4	4	10	0	25	0	0	35	891
	伊 佐	22,822	2	2	4	0	30	0	0	34	671
	始 良	76,661	3	2	1	0	81	0	0	82	935
郡 部 (8郡)	鹿 児 島	1,030	0	0	0	0	0	0	0	0	—
	薩 摩	18,872	3	3	6	0	20	0	0	26	726
	出 水	9,158	1	1	0	0	7	0	0	7	1,308
	始 良	8,616	1	0	1	1	5	0	0	7	1,231
	曾 於	11,815	3	1	2	0	13	0	0	15	788
	肝 属	31,747	5	5	4	0	30	0	0	34	934
	熊 毛	23,398	6	5	16	1	59	0	0	76	308
	大 島	59,758	19	19	6	0	0	8	84	98	610
鹿児島県全体		1,548,348	142 (221)	119 (221)	199 (1)	18 (0)	2,172 (220)	12 (0)	166 (0)	2,892 (221)	493

(注) 1. 事業者数、車両数には福祉輸送事業は含まない

2. () は個人タクシー事業者にかかるもので外数

3. 事業者数は延べ数で、「内本店含」は当該市郡に本社(本店)営業所を有する実事業者数

4. 人口は鹿児島県「県推計人口及び人口動態(市町村別)」(令和5年4月1日現在)

5. 一車当人口は令和5年4月1日現在の市郡別人口を車両数の合計で除した値を切り捨てた上で記載

なお、「鹿児島市」及び「鹿児島県全体」は、車両数合計に個人タクシー事業者を含めて計上

⑤ タクシー乗り場設置状況

(令和5年3月末現在)

整理番号	名称	位置	付近交通機関 主要建物	整理員	備考	台数
1	鹿児島中央駅前 東口乗り場	鹿児島市鹿児島中央駅構内	JR鹿児島中央駅	1	昭和48.1.1付 鹿施用第381号承認	45
2	鹿児島中央駅前 西口乗り場	鹿児島市鹿児島中央駅構内	JR鹿児島中央駅	0	平成9.2設置	13
3	鹿児島駅乗り場	鹿児島市鹿児島駅構内	JR鹿児島駅	0	令和4.3設置	8
4	鴨池港フェリー一 乗り場	鹿児島市鴨池新町	南海郵船フェリー フェリーターミナル	0	昭和49.11.1設置	29
5	イオン鹿児島鴨池店 乗り場	鹿児島市鴨池2丁目	路面電車、バス イオン鹿児島鴨池店	0	昭和50.7.11設置	13
6	鹿児島本港北埠頭 乗り場	鹿児島市本港新町	鹿児島本港北埠頭 旅客ターミナル	0	平成5.12設置	45
7	鹿児島本港南埠頭 乗り場	鹿児島市本港新町	鹿児島本港南埠頭 旅客ターミナル	0	平成14.9.4設置	30
8	城山ホテル鹿児島 乗り場	鹿児島市新照院町	城山ホテル鹿児島	0	昭和48.12設置	30
9	アートホテル 鹿児島乗り場	鹿児島市鴨池新町	アートホテル鹿児島	0	昭和56.9設置	20
10	鹿児島サンロイヤル ホテル乗り場	鹿児島市与次郎	バス 鹿児島サンロイヤルホテル	0	昭和47.10設置	8
11	鹿児島大学医学部 附属病院乗り場	鹿児島市桜ヶ丘	バス 鹿児島大学病院	0	昭和49.9設置	10
12	国立病院機構鹿児島 医療センター乗り場	鹿児島市城山町	国立病院機構鹿児島医療センター	0	昭和56.5設置	10
13	谷山駅乗り場	鹿児島市谷山駅構内	JR谷山駅	0	令和1.8.23設置	8
14	鹿児島アリーナ乗り 場	鹿児島市永吉	鹿児島アリーナ	0	平成4.10設置	6
15	桜島栈橋乗り場	鹿児島市小川町	バス 桜島フェリー 桜島栈橋	0	平成10.4設置	6
16	山形屋前乗り場	鹿児島市金生町	路面電車、バス 山形屋	1	昭和42.11設置	6
17	天文館乗り場	鹿児島市山之口町	路面電車、バス 飲食店街	0	昭和48.10設置	11
18	新港乗り場	鹿児島市城南町	沖縄、奄美大島航路 航海発着所	0	平成26.12.25設置	32
19	市立病院前乗り場	鹿児島市上荒田町	路面電車、バス 市立病院	0	平成27.4設置	12
20	交通安全教育 センター前乗り場	鹿児島市南栄5丁目	バス 県交通安全教育センター	0	昭和61.6設置	5
21	県住宅供給公社前 乗り場	鹿児島市新屋敷町	路面電車、バス、県住宅供給公社 鹿児島中央警察署	0	昭和61.9設置	2
22	レムホテル 乗り場	鹿児島市東千石町	路面電車、バス 商店飲食店街	0	平成5.12設置	2
23	鹿児島県庁乗り場	鹿児島市鴨池新町	鹿児島県庁、県警本部	0	平成8.11設置	20
24	鹿児島空港乗り場	霧島市溝辺町	バス 航空 空港ターミナル	1	昭和41.4設置	27
25	イオン鹿児島ショッ ピングセンター内乗り場	鹿児島市東開町	イオン鹿児島ショッピングセンター	0	平成19.10.2設置	10
26	広木駅乗り場	鹿児島市田上町	JR広木駅	0	平成21.3.24設置	3
27	マリポートかごしま 乗り場	鹿児島市中央港新町	マリポートかごしま、路面電車、バ	0	平成30.4設置	14

(2) 福祉輸送事業等の概況

令和5年3月末日現在、福祉輸送事業者は136事業者（うち専業は88事業者）、車両数218両で、令和4年度の輸送人員は104,830人となっている。

この事業の特徴は、寝台専用車、車椅子専用車等の福祉自動車等を事業用自動車として用いるとともに、輸送サービスの範囲を身体障害者、要介護者、患者等及びその付添人の輸送に限り、さらに営業区域を県単位として設定し、運送することができる点にある。

福祉輸送は基本的に上記の福祉タクシー事業によって行われているが、既存のバス・タクシーを含め、移動制約者の移動手段が十分に確保されていない場合においては公共の福祉を確保する観点から、NPO法人等が行う自家用有償旅客運送（福祉有償運送）により補完している。

平成18年10月の道路運送法改正により、福祉有償運送を行うにあたっては、各地域の地域公共交通会議もしくは福祉有償運送運営協議会の合意を得て、運輸支局で登録を受けることとされており、令和5年3月末日現在、福祉有償運送登録者団体数は35団体、また福祉有償運送運営協議会が設置されている市町村は15市9町2村となっている。

なお、自家用有償旅客運送については、平成26年5月に第4次地方分権一括法が成立したことを受け、平成27年度より希望する地方公共団体に事務・権限が移譲されることとなり、平成28年4月1日付けで鹿児島県に移譲を行った。

【福祉輸送事業の実績の推移】

資料：各年度各者輸送実績報告書

年度別	H7	H12	H17	H22	H30	R1	R2	R3	R4
事業者数	8	11	31	85	122	129	130	133	136
〔兼一般タクシー〕	(8)	(11)	(20)	(38)	(51)	(51)	(50)	(49)	(48)
車両数(両)	9	21	51	134	194	195	194	214	218
走行キロ(キロ)	81,369	165,177	476,928	1,292,914	1,260,832	1,333,772	1,239,542	1,258,577	1,278,319
輸送回数(回)	4,429	7,138	28,203	76,337	84,853	77,212	65,231	72,802	65,845
輸送人員(人)	9,540	16,148	60,742	168,645	147,962	124,122	101,200	113,902	104,830
営業収入(千円)	17,825	30,611	66,837	162,124	251,902	185,382	167,779	193,216	199,855

3. 旅客船事業の概況

(1) 一般旅客定期航路事業

令和5年4月1日現在の管内旅客航路事業は、52事業者63航路（内、一般旅客定期航路22事業者、26航路）であり、一般旅客定期航路における令和4年度の旅客輸送人員は約595万人（対前年度比115.8%）、自動車航送台数は約181万台（対前年度比107.1%）となっている。

旅客輸送人員は、平成28年度以降は約800万人前後で推移していたが、令和2年1月上旬に新型コロナの国内感染が確認され、その後の感染拡大に伴い大幅な減少となった。その後、令和3年度以降は回復傾向にあるものの、新型コロナ禍前と比べて約8割弱の利用にとどまっている。

管内の航路における特徴としては、輸送人員の約8割（自動車航送の約9割）は鹿児島湾内航路の実績が占めている。

その他の特徴としては、①長距離の離島航路がある（鹿児島～那覇航路：約740km）、②鹿児島湾内航路の輸送量が国内最大級である（桜島フェリー及び鴨池・垂水フェリーの2社で年間約469万人、約160万台）、③鹿児島～種子島・屋久島の間に4社4航路が開設されている（ジェットフォイル6隻、フェリー3隻）などが挙げられる。また、鹿児島湾内航路のうち桜島フェリーでは、平成23年に旅客船として国内最大のスーパーエコシップ（SES）1隻が就航、平成27年4月にも1隻就航し、全4隻のフェリーのうち2隻がSESとして運航している。



令和6年1月から鹿児島（鴨池）～垂水航路へ就航している「フェリー第十二おおすみ」。

同航路には、同型船が令和5年10月に就航。2隻とも船内はバリアフリー化され、車両甲板からエレベーターの利用で客室への移動が可能となり、好評を得ている。

【定期航路：事業者数、航路数、輸送実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業者数	22	22	22	22	22
航路数	28	28	28	27	27
旅客輸送実績(千人)	8,022	7,981	4,854	5,136	5,949
車両航送実績(千台)	2,240	2,180	1,635	1,689	1,812

※事業者数・航路数は各年4月1日現在、輸送実績は各年度の数値

管内の離島航路は、過疎化・高齢化の進展等により輸送需要が減少し、収入の増加が見込めない中、経費の節減にも限界があり、厳しい航路運営を余儀なくされている。当支局では鹿児島県との連携を図りながら、離島航路支援制度（地域公共交通確保維持改善事業）の円滑な運用に努めるとともに、離島住民の民生の安定確保に資するよう、航路事業者等に対し適切な指導・助言を行っている。



令和5年1月から天草～長島航路に就航している「ロザリオ・カーム」。

車両甲板には、バリアフリー対応の客室が設けられているほか、予備のプロペラが展示されている。

【補助航路：事業者数、航路数、輸送実績、収支状況】

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業者数		7	7	7	7	7
航路数		8	8	8	8	8
輸送実績	旅客（人）	448,076	449,978	355,464	351,471	376,927
	車両（台）	98,794	101,209	91,541	100,457	104,185
	手・小荷物（個）	25,008	33,084	28,959	30,591	32,559
	貨物（トン）	155,889	163,573	148,161	149,115	151,097
収支状況	収益（千円）	3,078,078	2,805,401	2,500,967	2,574,432	2,686,492
	費用（千円）	4,605,493	4,867,601	4,849,021	5,530,364	5,814,994
	欠損額（千円）	1,527,415	2,062,200	2,348,055	2,955,932	3,128,502
	収支率（％）	66.8	57.6	51.6	46.6	46.2
	国庫補助金交付額（千円）	1,131,585	1,407,710	1,496,122	1,896,729	1,796,627

県内の旅客船事業者による観光需要活性化の取り組みとして、鹿児島～那覇航路を運航するマルエーフェリー(株)が、インバウンド船旅振興制度を活用して、平成30年3月より那覇発鹿児島行きの一部上り便を屋久島（宮之浦港）に寄港させている。従来便は屋久島には寄港していなかったものを、県内の二つの世界遺産となる屋久島と奄美大島を結ぶことにより、観光客の周遊を促し、船旅観光の活性化を図っている。

また、奄美大島と徳之島は令和3年7月26日、世界自然遺産「奄美大島、徳之島、沖縄島北部および西表島」として新たに登録され、既に登録されている屋久島とあわせて、その観光客をはじめとする交流人口等の増加による航路の活性化が期待される。

(2) 旅客不定期航路事業

令和5年4月1日現在における旅客不定期航路事業の事業者数及び航路数は、30事業者37航路であり、また令和4年度の旅客輸送人員は約3.4万人（対前年度比97.1％）となっている。

【不定期航路：事業者数、航路数、輸送実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業者数	34	33	35	34	34
航路数	49	38	41	40	40
旅客輸送実績(千人)	44	37	15	35	34

※事業者数・航路数は各年4月1日現在、輸送実績は各年度の数値

(3) 人の運送をする届出事業

令和5年4月1日現在における人の運送をする内航貨物定期航路事業の届出は1事業者、人の運送をする内航不定期航路事業の届出は429事業者となっており、事業者数は年々増加傾向にある。

これらの届出事業では、景勝地観光やイルカウォッチングなどの遊覧事業を行うもののほか、離島と本土間・離島と離島間・湾内各地などを結ぶ、いわゆる海上タクシーとして運航するものなどがあり、身近な海上交通機関として定着しつつある。

【管内主要離島航路一覧表】

令和5年4月1日現在

離島名	事業者名	航路名	航路距離 (km)	※1 所要時間 (h:m)	航海数	船種	船名	総トン数	※3 旅客 定員 (人)	自動車 航送面積 (㎡)	※4 バリア フリー
甑島	甑島商船(株)	串木野・川内～甑島	串木野～甑島 65.6	01:15	2/日	フェリー	フェリーニューこしき	940	400	545.0	◎
			川内～甑島 53.1	00:50	2/日	高速船 ※2	高速船甑島	197	200		◎
種子島 屋久島	種子屋久高速船(株)	鹿児島～種子島・屋久島	鹿児島～種子島 113.5	01:35	4/日	ジェットフォイル	ロケット	165	241		◎
							ロケット2	164	241		◎
	コスモライン(株)	鹿児島～種子島・屋久島				フェリー	ロケット3	164	235		◎
							トッピー2	163	253		—
							トッピー3	164	246		—
							トッピー7	281	253		—
	折田汽船(株)	鹿児島～屋久島				フェリー	プリンセスわかさ	1,864	350	752.89	◎
奄美諸島	奄美海運(株)	鹿児島～喜界～知名				フェリー	フェリーあまみ	2,942	167	730.0	◎
							フェリーきかい	2,551	196	590.0	◎
	マルエーフェリー(株)	鹿児島～那覇				フェリー	フェリー波之上	8,072	707	2,016.0	◎
							フェリーあけぼの	8,083	678	2,110.4	◎
	マリックスライン(株)	鹿児島～那覇				フェリー	クィーンコーラルプラス	5,910	604	1,592.8	◎
							クィーンコーラルクロス	7,914	655	1,371.5	◎

※1 所要時間は、当該航路全便中の最短時間。

※2 船種のうち、高速船は航海速力22ノット以上の純客船。

※3 旅客定員は、通常期の最大搭載数量。

※4 「◎」は、高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)の適用を受け、同法の基準に適合したバリアフリー設備(一部除外あり)を有する船舶、

「—」は、同法の適用を受けない船。

Ⅲ 貨物輸送等

1. トラック事業の概況

鹿児島県の令和5年3月末現在の一般貨物の事業者数は1,129で、車両数は21,560両である。車両数は平成22年20,576両をピークに減少しているが、近年では増加に転じている。事業規模別にみると、車両数別で20両以下が約80%、資本金別で500万円以下（個人事業者を含む）が約54%と中小零細企業が過半数を占めている。

トラック運送事業を取り巻く環境は、交通混雑等による環境問題、荷主・下請け適正取引環境問題、長時間労働問題や若年ドライバーの労働力不足等により厳しい状況となっている。

荷主との関係から労働時間の短縮が進まないこと等について、トラック運送事業者、荷主等の関係者による協議会を設置し、トラック運送事業における取引環境の改善及び長時間労働抑制とその定着に向けた環境整備に取り組んでいる。

また、トラック運送事業における適正な取引を阻害する疑いのある荷主企業・元請事業者の監視を強化するため、令和5年7月にトラックGメンを発足し、様々な活動を行っている。

① 事業者数の推移

（各年3月末現在）

種類	年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成25年	平成26年	平成27年
特別積合		25(15)	20(15)	20(15)	17(13)	15(12)	19(16)	19(16)	20(16)
一般		600(52)	702(90)	887(96)	992(102)	1116(101)	1129(108)	1113(95)	1116(106)
軽貨物		1753	1874	2298	2298	2005(21)	2078(21)	2075(21)	2118(26)
特定		10(7)	11(8)	6(2)	6(2)	4(1)	3(2)	3(2)	3(2)
霊柩		53(1)	53(1)	90(1)	90(1)	109(5)	109(5)	109(5)	109(5)
軽霊柩					79	61(1)	66(1)	65(1)	42(1)
種類	年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
特別積合		19(16)	24(20)	24(20)	12(7)	12(7)	17(12)	12(7)	12(7)
一般		1116(106)	1116(107)	1138(127)	1129(123)	1128(126)	1124(124)	1119(119)	1129(135)
軽貨物		2118(26)	2118(27)	2053(38)	2062(38)	2059(32)	2047(31)	2103(40)	2126(40)
特定		3(2)	3(1)	3(2)	3(2)	3(2)	2(1)	2(1)	1(1)
霊柩		109(5)	109(5)	119(9)	120(4)	116(4)	118(4)	121(5)	117(4)
軽霊柩		39(1)	37(1)	35(1)	30(1)	30(1)	26(1)	27(1)	30(1)

（ ）は県外事業者で内数

② 一般貨物自動車運送事業の規模別事業者数（霊柩除く）

車 両 数 別		資 本 金 別	
車両数	事業者数	資本金別	事業者数
5両まで	357	個人	72
10両まで	270	50万まで	39
15両まで	111	100万まで	34
20両まで	63	200万まで	6
30両まで	78	300万まで	270
50両まで	51	500万まで	123
100両まで	39	1000万まで	222
200両まで	19	3000万まで	176
500両まで	4	5000万まで	29
500両以上	2	1億円まで	17
		1億円以上	6
計	994	計	994

（注）県外事業者除く

（令和5年3月末現在）



貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク）のラッピング車両

③ 車両数の推移

(各年3月末現在)

種類 \ 年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成25年	平成26年	平成27年
一般	10667	13720	14877	15426	20576	17155	16280	17497
軽貨物	2333	2493	2788	2671	2893	3191	3182	3396
特 定	49	59	50	26	17	17	16	16
霊 柩	128	138	211	260	300	352	368	343
軽霊柩			91	70	69	71	61	43
種類 \ 年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
一 般	18400	18378	18809	18971	18885	19071	19057	21560
軽貨物	3493	3445	3475	3048	3475	3548	3636	3794
特 定	15	24	16	16	16	17	16	8
霊 柩	350	351	322	324	317	349	350	364
軽霊柩	42	39	40	32	37	34	32	35

④ トラック輸送トン数の推移

(単位：千トン)

種別 年度 地区	営業用			自家用			合計		
	全国	九州	鹿児島	全国	九州	鹿児島	全国	九州	鹿児島
平成2年	2,416,384	297,852	41,856	3,557,161	409,094	60,054	5,973,545	706,946	101,910
平成7年	2,633,277	326,200	46,994	3,230,135	392,469	58,903	5,863,412	718,199	105,697
平成12年	2,916,222	357,079	54,945	2,713,392	320,451	45,550	5,629,614	677,530	100,495
平成22年	3,050,476	364,830	57,195	1,410,779	185,989	29,365	4,461,255	550,820	86,560
平成26年	2,912,692	360,243	45,390	1,381,474	158,796	22,123	4,294,166	519,040	67,512
平成27年	2,895,373	363,038	47,538	1,372,174	155,017	21,592	4,267,547	518,055	69,130
平成28年	2,999,112	379,471	51,016	1,358,882	145,339	20,052	4,357,994	524,810	71,068
平成29年	3,011,702	372,593	48,720	1,091,020	120,632	17,084	4,102,722	493,225	65,804
平成30年	2,998,823	356,624	46,097	1,310,965	159,370	22,631	4,309,788	515,994	68,728
平成31年	3,033,389	371,816	47,482	1,275,366	150,677	21,174	4,308,755	522,493	68,656
令和2年	2,530,864	303,935	40,218	1,236,483	153,772	27,855	3,767,347	457,707	68,073
令和3年	2,580,357	307,078	38,857	1,286,344	169,596	28,147	3,866,701	476,674	67,004
令和4年	2,537,357	302,016	40,476	1,268,451	159,637	23,825	3,805,808	461,653	64,301

資料：国土交通省HP＞オープンデータ＞統計情報＞自動車＞4. 交通関連統計資料集＞e-stat(外部サイト)

(注) 軽自動車は含まない。また、九州には沖縄県を含む。

2. 内航海運業の概況

(1) 内航海運業

令和5年3月31日現在の内航海運登録事業者は、内航船舶の運航を行う事業者が18社（九州管内100社）、内航船舶の貸渡を行う事業者が9社（九州管内188社）、内航船舶の運航と貸渡を行う兼業事業者が7社（九州管内28社）、内航船舶の船舶管理を行う事業者が2社（九州管内58社）、内航船舶の貸渡と船舶管理を行う兼業事業者が1社（九州管内26社）、休止中の事業者が1社（九州管内17社）の計38社（九州管内417社）となっている。

経営規模をみると、資本金1千万円以上の事業者が全体の76.3%を占める一方で、支配船腹量1,000トン未満の事業者が全体の62.2%を占めており、管内における内航海運業の規模は比較的小規模と言える。

事業者の大半が、県内の離島向けに、土木・港湾関係資材等を一般貨物船で、車両や生活物資等をRORO船で輸送している。また、志布志港を拠点として東京・神戸・大阪・那覇との間に10,000総トンクラスの内航RORO船も就航しており、生活関連物資等の安定的な輸送に貢献している。



令和4年11月から鹿児島～種子島航路に就航しているRORO船「新種子島（総トン数4,135トン）」。
主な輸送品は、車両と、コンテナ積みの貨物（食料品や雑貨、農畜産物など）である。

【内航海運業の資本金別事業者数及び支配船腹量】

（令和5年3月31日現在）

	個人	1千万円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上	合計
事業者数	0	9	21(1)	6	2	38(1)
隻数	0	20	45	13	5	83
総トン数	0	8,107	20,252	31,112	45,189	104,660

※（ ）内は、休止事業者で内数

【内航海運業の支配船腹量別登録事業者数】（休止事業者を除く）

（令和5年3月31日現在）

	200GT 未満	200GT 以上 1,000GT 未満	1,000GT 以上 2,000GT 未満	2,000GT 以上 5,000GT 未満	5,000GT 以上 10,000GT 未満	10,000GT 以上	合計
事業者数	6	17	6	4	2	2	37
隻数	6	22	18	24	5	8	83
総トン数	1,078	10,201	8,924	10,720	12,525	61,212	104,660

(2) 貨物利用運送事業

令和5年3月31日現在の貨物利用運送事業者数（内航）は、第一種貨物利用運送事業者が67事業者、第二種貨物利用運送事業者が26事業者となっている。

3. 船舶法第3条に基づく特許の概況

関税法に基づく管内の開港場は「鹿児島港」「志布志港」「喜入港」「枕崎港」「川内港」の5港であり、これら以外の港等に外国籍船舶が寄港する際、船舶法第3条に基づく不開港場寄港特許を行っている。

主な申請理由は、貨物の輸出入に伴う揚げ荷・積み荷などのための寄港であるが、小型クルーザーやヨットが観光目的で寄港する場合もあり、令和4年度は九州運輸局管内369件のうち113件の特許を行った。

【不開港場寄港特許事務実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
不開港場寄港特許	123件	97件	119件	104件	113件

外国籍船舶が貨物等を国内輸送する際に必要な沿岸輸送特許については、令和4年度は九州運輸局管内789件のうち、150件を処理している。

主な申請理由は、空コンテナの国内各港への輸送や、輸入した原油の二次輸送などがある。背景として、志布志港は主に韓国との外航コンテナ航路が週10便程度運航していること、喜入港には735万キロリットルの原油貯油能力を有する石油コンビナートがあり、産油国から大型タンカーで輸送された原油を小型タンカーに積み替えて他の製油所に二次輸送するという中継機能を有していることなどが挙げられる。

【沿岸輸送特許事務実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
沿岸輸送特許	104件	128件	150件	127件	150件



735万キロリットルの原油貯油能力を有する「ENEOS 喜入基地」。中東をはじめとする産油国から30万DW級の大型タンカーで輸送されてくる原油を一旦荷揚げし、10万DW級のタンカーに積み替えて他の製油所へ二次輸送する中継機能を有している。(写真提供:ENEOS 喜入基地株式会社)

4. 港湾運送事業の概況

港湾運送事業法に基づく指定港湾は九州管内 23 港中、鹿児島港と名瀬港の 2 港であり、令和 5 年 3 月末の事業者数は、鹿児島港が 14 社、名瀬港が 4 社の計 18 社で、令和 4 年度の船舶積み卸し実績は、鹿児島港が約 348 万トン、名瀬港が約 91 万トンの計約 439 万トン（九州管内 1 億 7,147 万トン）であった。

鹿児島港では農水産品としての穀物や実入り・空コンテナ並びに動植物性飼肥料、名瀬港では自動車や実入りコンテナが主な取扱品目となっている。

また、平成 18 年 5 月に改正港湾運送事業法が施行され、主要 9 港に続き地方港においても規制緩和が行われたことから、鹿児島港においても労働者最低保有基準の特例措置の適用を受けるべく、平成 19 年 7 月 13 日に既存事業者 12 社により事業協同組合が設立され、現在、全事業者（14 社）が加入している。その後、平成 20 年 2 月 6 日には名瀬港においても全事業者（4 社）参加により事業協同組合が設立された。

【事業者数】 (令和5年4月1日現在)

事業者数		事業種別						
		一 般	港 湾 荷 役			は し け	い か だ	合 計
			港湾荷役	船内荷役	沿岸荷役			
鹿児島港	14	6(2)	7(3)	0	3(1)	0	0	16
名 瀬 港	4	3	1	0	0	0	0	4

()は条件付き事業者で内数

【外貨・内貿別船舶積卸実績の推移】

(鹿児島港)

(単位:トン)

	輸 入	移 入	計	輸 出	移 出	計	合 計
平成30年度	1,382,031	1,005,718	2,387,749	30,632	1,542,153	1,572,785	3,960,534
令和元年度	1,224,255	901,461	2,125,716	29,600	1,211,327	1,240,927	3,366,643
令和2年度	1,243,644	800,053	2,043,697	25,728	1,198,433	1,224,161	3,267,858
令和3年度	1,237,949	871,067	2,109,016	48,080	1,256,466	1,304,546	3,413,562
令和4年度	1,151,125	874,441	2,025,566	54,624	1,400,827	1,455,451	3,481,017

(名瀬港)

(単位:トン)

	輸 入	移 入	計	輸 出	移 出	計	合 計
平成30年度	0	610,870	610,870	0	323,115	323,115	933,985
令和元年度	0	589,074	589,074	0	318,718	318,718	907,792
令和2年度	0	531,722	531,722	0	334,041	334,041	865,763
令和3年度	0	552,045	552,045	0	379,400	379,400	931,445
令和4年度	0	568,141	568,141	0	344,957	344,957	913,098

【令和4年度主要品目別船舶積卸実績】(上位7品目)

(鹿児島港)

(単位:トン)

穀物(ばら)	1,039,231
実入りコンテナ	890,384
空コンテナ	493,400
動植物性飼・肥料	229,742
自 動 車	224,643
その他特殊品	134,193
分類不能のもの	98,647

(名瀬港)

(単位:トン)

自 動 車	664,267
実入りコンテナ	128,647
その他軽工業品	30,865
空コンテナ	18,912
その他特殊品	12,273
分類不能のもの	8,482
鉄鋼	8,239

5. 倉庫業の概況

管内の倉庫事業者は、普通倉庫63社、冷蔵倉庫29社、合計92社（令和5年3月末現在）である。

普通倉庫は、全国屈指の畜産地帯を抱えているため、雑穀類を主体とした畜産飼料を保管する大型の貯蔵槽（サイロ）倉庫のウエイトが特に大きい。1～3類倉庫は、貯蔵槽倉庫を補完する飼肥料や地場食料工業品、MA（ミニマムアクセス）米等を保管する保管型倉庫が主体で、流通型倉庫は少ない。

冷蔵倉庫は、養殖用の餌や、鰹節用の冷凍鰹、焼酎用のサツマイモが主な寄託物となっている。

また、志布志港が平成23年に「国際バルク戦略港湾（穀物）」に選定され、平成29年度より整備が開始されており、志布志地区における飼料等の取扱量の増加を見込み、倉庫の新設が相次いでいる。

【事業者数及び所管面容積の推移】

各 年 度 末 現 在			30	1	2	3	4
普通倉庫	事業者数		56	58	62	61	63
	庫 腹 量	1～3類（m ² ）	274,496	292,539	294,461	311,892	319,863
		貯蔵槽（m ³ ）	1,104,189	1,104,189	1,104,189	1,090,051	1,090,051
		危険品（m ³ ・m ² ）	12,724(471)	12,724(685)	12,724(685)	12,724(685)	12,724(685)
		野積（m ² ）	8,037	8,037	8,037	8,037	8,037
		水面（m ² ）	0	0	0	0	0
冷蔵倉庫	事業者数		27	27	28	29	29
	庫 腹	C 級（m ³ ）	73,593	97,851	111,385	124,700	128,384
		F 級（m ³ ）	519,757	551,870	553,693	588,042	596,489
	計		593,350	649,721	665,078	712,742	724,873

※危険品の欄（ ）内の数字は、建屋倉庫の面積

【保管実績の推移】

（単位：千トン） 位：千トン）

年 度			30	1	2	3	4
普通倉庫	1～3類	入庫量	1,511	1,368	1,374	1,561	1,546
		平均月末保管残高	238	224	206	201	198
	貯蔵槽	入庫量	4,183	4,302	4,203	4,098	3,953
		平均月末保管残高	397	397	418	384	406
	危険品	入庫量	313	317	306	292	271
		平均月末保管残高	9	9	9	10	9
冷蔵倉庫		入庫量	388	400	299	319	329
		平均月末保管残高	92	92	81	65	64

【令和4年度品目別入庫高及び平均月末保管残高】

（単位：千トン）

普通倉庫(1～3類)	入庫高	平均月末保管残高	冷蔵倉庫	入庫高	平均月末保管残高
農水産品	3,456	391	冷凍水産物	111	21
化学工業品	375	26	畜産物	82	11
紙・パルプ	47	3	畜産加工品	23	1
食料工業品	393	19	農産物	45	12
雑品	1,455	166	冷凍食品	18	2

IV 公共交通の確保維持改善支援

地域公共交通への支援については、平成23年度より既存の地方バス路線維持対策事業、離島航路補助、公共交通移動円滑化事業、地域公共交通活性化・再生総合事業等を抜本的に見直して、「地域公共交通確保維持改善事業」にまとめられた。地域公共交通確保維持改善事業は、大きく「地域公共交通確保維持事業」、「地域公共交通バリア解消促進等事業」、「地域公共交通調査等事業」の三つに分けられる。

1. 地域公共交通確保維持事業

(1) 陸上交通

① 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金

平成22年度までは、地方バス路線維持対策事業として支援していたものを見直したものであり、路線定期運行に係る乗合バスであって、複数市町村にまたがるバス路線に対し補助を行うものである。

- 令和4年度（R3. 10. 1～R4. 9. 30）の補助金認定状況
事業者数 4事業者、系統数 61系統

② 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

平成23年度より新設された補助制度であり、地域間幹線系統のフィーダー系統又は、過疎地域等における運行であって、地域間交通ネットワークのフィーダー系統のうち、新しく運行を開始する系統に対し補助を行うものである。

※ 地域間交通ネットワークとは、地域間幹線バス系統、鉄軌道路線、内航旅客船航路及び国内定期航空路をいう。

- 令和4年度（R3. 10. 1～R4. 9. 30）の補助金認定状況
鹿児島市 10系統、霧島市 27系統、いちき串木野市 4系統
伊佐市 13系統、西之表市 7系統、薩摩川内市 14系統
さつま町 16系統、鹿屋市 18系統、日置市 18系統
阿久根市 8系統、肝付町 6系統、南九州市 38系統
南種子町 4系統、垂水市 4系統、南さつま市 10系統
沖永良部（和泊町・知名町） 7系統、中種子町 9系統、始良市 14系統

③ 車両減価償却費等国庫補助金

地域間幹線系統確保維持費国庫補助金及び地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の補助対象系統を運行するために必要な車両の所得に係る減価償却費及び金融費用に対し補助を行うものである。

- 令和4年度（R2. 10. 1～R3. 9. 30）の補助金認定状況
地域内フィーダー系統 事業者数 3事業者 台数3両

(2) 離島航路

① 離島航路運営費等補助金

本土と離島を結ぶ唯一の航路などに対し、離島航路整備法に基づく補助事業として航路の維持・確保に必要な経費等の支援を行っていたが、平成23年度より「地域公共交通確保維持改善事業」として地方バスなどの補助事業と統合された。現在は、離島振興法の規定により指定された地域に係る航路など、一定の要件を満たしている場合に、航路運営により生じた欠損額に対する補助金が交付されている。

- 令和3年度（R2. 10. 1～R3. 9. 30）の補助金認定状況 7事業者 8航路

② 離島航路構造改革補助金

離島航路の経営診断などで問題点や課題を正確に把握し、将来の欠損増大・経営破綻を回避するために行う取り組みや、離島航路事業者が効率化船舶への代替建造を行う場合などに対し補助を行うもの。

- 令和3年度（R3. 4. 1～R4. 3. 31）補助金申請状況
離島航路構造改革事業に係る調査事業 1件
効率化船舶への代替建造を行う事業 1件

2. 地域公共交通バリア解消促進等事業

鉄道駅等のバリアフリー化、公共交通の利用環境改善、地域鉄道の安全性向上などを支援しています。

(1) バリアフリー化設備等整備事業

交通事業者が管理する、鉄道駅、バスターミナル、旅客船ターミナルや乗合バス車両・旅客船等の施設を、バリアフリー基準に適合するよう改善を行う場合の取り組みに対し補助を行うもの。

(2) 利用環境改善促進等事業

バリアフリー化されたまちづくりの一環として、L R T（低床式路面電車による幹線的な交通システム）、B R T（B R T：連節バス、バスレーン等を組み合わせた幹線的な交通システム）の導入等、公共交通の利用環境改善に資する取り組みに対し補助を行うもの。

(3) 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業

鉄道軌道における、レール、マクラギ、信号保安設備や防護設備等、安全性の向上に資する設備の整備に対し補助を行うもの。

3. 地域公共交通調査等事業

地域公共交通計画等の策定、バリアフリー法に基づく移動等円滑化促進方針・基本構想の策定、地域公共交通利便増進実施計画・地域旅客運送サービス継続実施計画に基づく利用促進・事業評価を支援しています。

令和4年度に地域公共交通調査等事業の補助金を活用し、「地域公共交通計画」の作成に係る調査を実施した自治体は、12自治体であった。

- ・阿久根市
- ・薩摩川内市
- ・曾於市
- ・志布志市
- ・伊佐市
- ・さつま町
- ・大崎町
- ・肝付町
- ・屋久島町
- ・沖永良部島（和泊町、知名町）
- ・鹿児島県
- ・種子島（西之表市、中種子町、南種子町）

V 安全及び公害防止対策等

1. 陸上輸送の安全対策

(1) 運送事業者に対する監査

監査業務については、輸送の安全の確保が最重要であるという基本的認識の下、自動車運送に係る事故の予防に徹底を期すとともに、運輸の適正を図り、利用者の利便を確保するため、国土交通省の監査方針に定めるところにより事業者監査を実施している。

監査の結果、法令違反が判明した場合には、文書警告、自動車の使用停止、事業停止、許可取消などの厳正な行政処分を行うとともに、改善についての命令等の措置を講じている。

平成30年6月には乗務前の点呼時における睡眠不足の確認が義務化された。また、平成26年1月より悪質・重大な法令違反の行政処分の厳格化（事業停止30日間）、令和3年6月より健康診断未受診者による健康起因事故が発生した場合の行政処分の厳格化（車両停止40日車）など、輸送の安全対策の更なる強化が図られている。

【監査実施件数】

(令和4年度)

監査端緒		業態別	件数	件数計
悪質違反による巡回監査 （飲酒運転、無免許、 救護義務違反、無車検）	酒気帯び	バス	0	1
		タクシー	0	
		トラック	1	
	無免許	バス	0	
		タクシー	0	
		トラック	0	
	救護義務違反	バス	0	
		タクシー	0	
		トラック	0	
	無車検	バス	0	
		タクシー	0	
		トラック	0	
死亡事故による巡回監査		バス	0	2
		タクシー	0	
		トラック	2	
過積載		トラック	5	5
駐停車違反・放置行為	呼出監査	タクシー	0	0
	呼出指導		0	
その他	巡回監査	バス	5	7
		タクシー	0	
		トラック	2	
	呼出監査	バス	7	10
		タクシー	0	
		トラック	3	
	呼出指導	バス	0	23
		タクシー	0	
		トラック	23	
合計		バス	12	48
		タクシー	0	
		トラック	36	

(2) 自動車の安全及び公害防止の対策

① 交通事故の概況

令和 4 年中の全国の交通事故発生状況を見ると、発生件数 301,193 件（対前年－4,003 件）、負傷者数 356,419 人（対前年－5,712 人）で、発生件数及び負傷者数は 18 年連続で減少している。死者数については 2,610 人（対前年－26 人）と昨年に引き続き減少している。また、鹿児島県内の発生状況は、発生件数 3,088 件（対前年比－444 件）、負傷者数 3,421 人（対前年比－549 人）と 10 年連続で減少、死者数については 42 人（対前年比－5 人）と減少しており、昭和 28 年以降最小となった。

国土交通省では、これまで平成 21 年に「事業用自動車総合安全プラン 2009」を策定し、その後の状況変化を踏まえ、平成 29 年に「事業用自動車総合安全プラン 2020」として見直し、抑止目標を定めて事故防止対策に取り組んできた。目標年度を迎えたことから令和 3 年 3 月 30 日付けで「事業用自動車総合安全プラン 2025」を新たに策定して、令和 7 年までの間でより厳しい目標値を業態別に定め取り組んでいくこととなった。ちなみに、令和 4 年度中に当支局管内の事業用自動車に関係した重大事故（転覆、死傷事故等の自動車事故報告規則で規定する事故をいう。）は 37 件（対前年比－1 件）発生しており、前年度より減少した。

当支局としては、今後も事故防止対策として運行管理者及び整備管理者研修会、運送事業者への立入監査等を通じ適正な運行管理及び整備管理の徹底について指導の強化を図っていくとともに、運転者個々の特性を把握し、適切な助言や指導を行えるようにとの観点から適性診断受診の促進を積極的に指導していく。

(a) 運行管理者・整備管理者数（令和 4 年度末現在）

	運行管理者	整備管理者
バス	531 名	290 名
タクシー	415 名	275 名
トラック	2,264 名	1,920 名
レンタカー	－ 名	234 名
その他	－ 名	779 名
計	3,210 名	3,498 名

（注）整備管理者数は、複数事業場を兼務している場合は、1 人として計上。

(b) 各種研修の実施状況（令和 4 年度）

	運行管理者		整備管理者	
	一般講習	特別講習	選任前研修	選任後研修
対象者	－ 名	19 名	－	－
受講者	1,035 名	14 名	263 名	747 名
実施回数	58 回	2 回	11 回	19 回

（注） 1. 運行管理者研修については、独立行政法人自動車事故対策機構実施の一般講習及び特別講習を計上。

2. 整備管理者の選任前研修とは、選任予定者を対象とした研修で、選任後研修とは、選任されている者等を対象として 2 年に一度の受講を義務づけられた研修。

【自動車運送事業者による重大事故例】

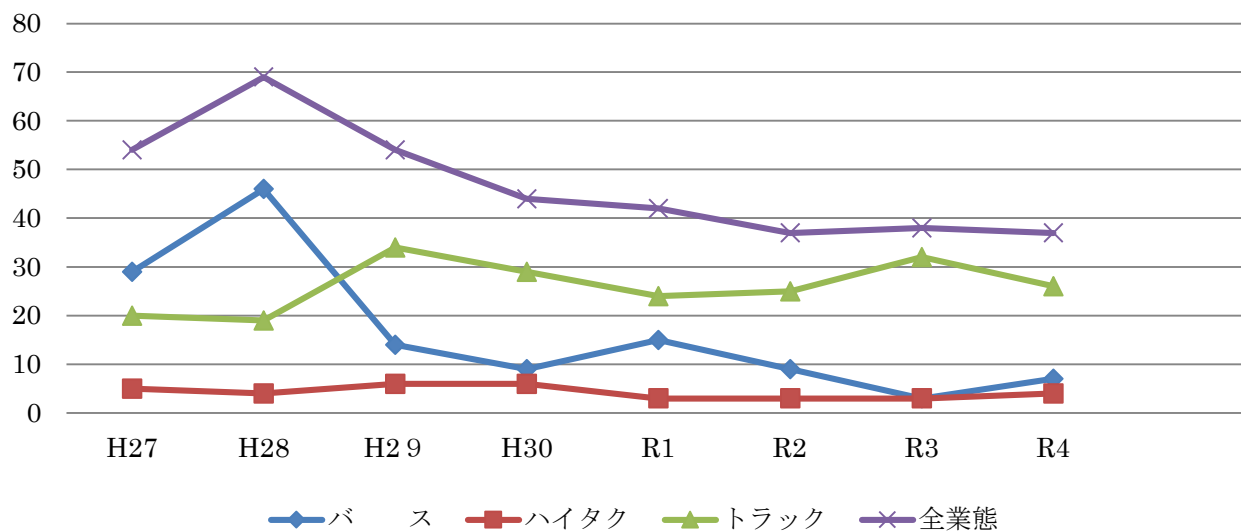
(a) 事故種類別件数（令和4年度）

区 分	転 覆	転 落	路外 逸脱	火 災	踏 切	衝 突	車 内	死 傷	健康 起因	車両 故障	その他	計
バ ス	0	0	0	0	0	0	2	1	0	4	0	7
タクシー	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	1	4
トラック	4	2	0	3	0	11	0	2	2	2	0	26
計	4	2	0	3	0	13	2	4	2	6	1	37

(b) 重大事故件数等の対前年度比

種 別 業 態	件 数				死 者 数				負 傷 者 数			
	令和3	令和4	増減数	増減率	令和3	令和4	増減数	増減率	令和3	令和4	増減数	増減率
バ ス	3	7	4	133.3%	1	0	-1	-100.0%	2	3	1	50.0%
タクシー	3	4	1	33.3%	0	2	2	-	2	1	-1	-50.0%
トラック	32	26	-6	-18.8%	10	5	-5	-50.0%	10	14	4	40.0%
計	38	37	-1	-2.6%	11	7	-4	-36.4%	14	18	4	28.6%

(c) 重大事故発生件数の推移



業態 \ 年	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
バ ス	29	46	14	9	15	8	3	7
ハイタク	5	4	6	6	3	4	3	4
トラック	20	19	34	29	24	25	32	26
全業態	54	69	54	44	42	37	38	37

(注) 令和1年以前は暦年、令和2年以降は年度

(d) 原因別事故件数（令和4年4月～令和5年3月）

種 類 別			業 態	バス	ハイタク	トラック	計
乗 務 員	運 転 操 作	脇 見 運 転					
		居 眠 り 運 転					
		発 車 時 の 安 全 確 認 不 良					
		歩 行 者 に 対 す る 不 注 意	1		1	2	
		飲 酒 時 の 運 転		1		1	
		信 号 無 視					
		車 間 距 離 不 適 切			1	1	
		左 折 、 右 折 不 適 切					
		安 全 速 度 の 不 履 行			1	1	
		最 高 速 度 制 限 の 不 履 行			1	1	
		漫 然 運 転			1	1	
		そ の 他	1	3	5	9	
		小 計	2	4	10	16	
相 手 方	飛 び 出 し						
	他 の 車 両 の 不 注 意		1		6	7	
	そ の 他				2	2	
そ の 他（運 転 者 の 健 康 状 態）					2	2	
車 両 故 障			4		4	8	
そ の 他					2	2	
合 計			7	4	26	37	

② 公害防止の概況

2015年11月にフランス・パリで開催されたC O P 2 1において、2020年以降の地球温暖化対策の国際的枠組み「パリ協定」が正式に採択された中、我が国全体のC O 2 排出量の約2割、運輸部門の約9割を占める自動車分野における温暖化対策及び平成26年4月に閣議決定された新たな「エネルギー基本計画」では、エネルギーの安定供給の重要性が強調されており、自動車の省エネ化も重要な課題となっている。

また、大気汚染対策についても自動車から排出される一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及びディーゼル黒煙等の低減を重点とした規制が逐次強化されており一層の推進が求められている。排出ガス規制については、昭和40年代に導入されて以来、随時強化されており、平成21年、22年規制（ポスト新長期規制）では、トラック・バス及び乗用のディーゼル車から排出されるN O x（窒素酸化物）及びP M（粒子状物質）を平成17年規制（新長期規制）より大幅に低減し、基本的にガソリン車と同レベルの排出ガス規制が実施されているが、ディーゼル重量車については平成28年規制によりN O xの規制値が強化された。

さらに、環境対策車の普及促進の為、税制優遇措置や次世代自動車の開発促進が進められている。

当支局としては、公害防止に向け関係団体の協力を得て、毎年6月の「不正改造車の排除強化月間」9月～10月の2ヶ月間に亘る「自動車点検整備推進強化月間」また、それらに合わせて展開される「ディーゼル黒煙クリーンキャンペーン」等の運動を実施するとともに警察等関係機関の協力を得て街頭検査を実施するなど、自動車から排出される排気ガス並びに騒音等による自動車公害を有効に防止するための活動を行い、徹底を図っている。

(a) 街頭検査の実施状況（奄美自動車検査登録事務所含む）

・令和4年度実施

実 施 回 数		6 3 回
実 施 延 べ 人 員		2 0 6 人
検 査 車 両 数		3, 5 8 6 台
不 良 車 両 数		1 2 8 台
装置別保安基準 不適合箇所数	同 一 性 ・ 構 造	4 件
	操 縦 装 置	0 件
	緩 衝 装 置	0 件
	走 行 装 置	1 4 件
	動力伝達装置・原動機	1 件
	制 動 装 置	0 件
	保 安 装 置	4 1 件
	灯 火 装 置	2 5 件
	乗 車 装 置	2 件
	車 枠 ・ 車 体	6 件
	騒 音 ・ 排 出 ガ ス	1 件
	そ の 他	2 0 件
合 計		1 1 4 件
処 分 状 況	検 挙	0 台
	整 備 命 令	2 台
	整 備 通 告 書	0 台
	警 告	5 2 台
	合 計	5 4 台

(3) 自動車検査業務の概況

平成14年7月、自動車検査独立行政法人法の施行により運輸支局・自動車検査登録事務所の検査部門が分離独立し、自動車検査独立行政法人が発足した。

平成28年4月、「道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律」（平成27年法律第44号 平成27年6月24日公布）に基づき、自動車検査独立行政法人及び独立行政法人交通安全環境研究所の2法人が統合され、独立行政法人自動車技術総合機構（略称：自動車機構）が設立された。

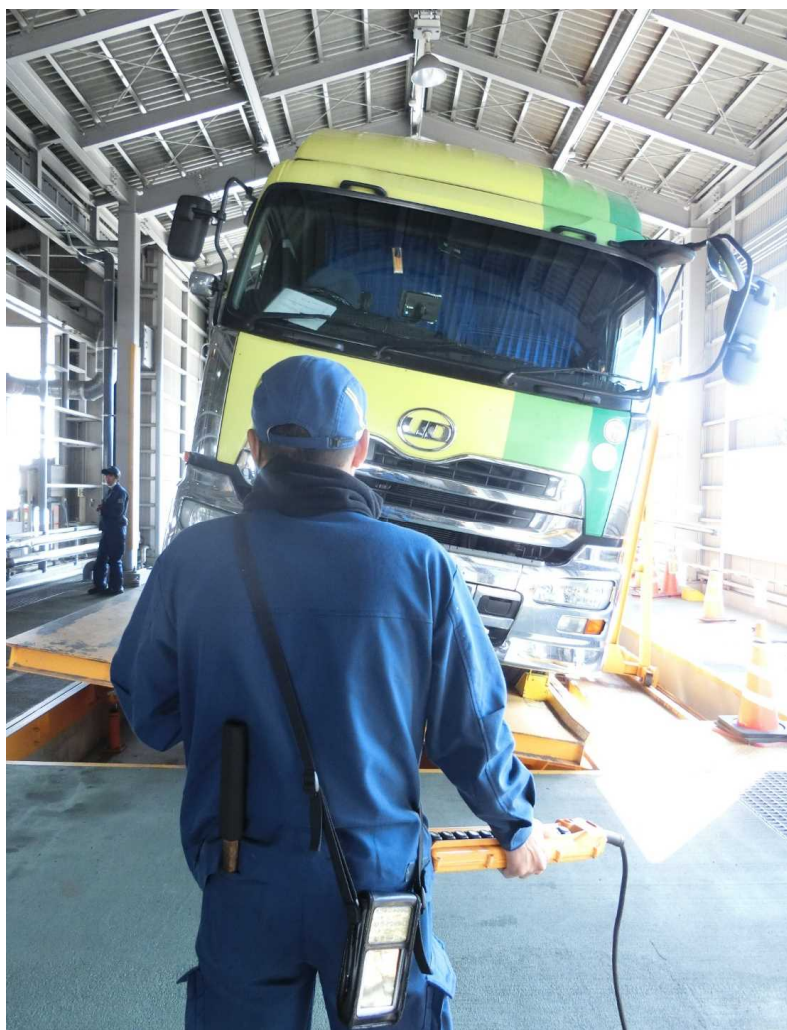
自動車機構設立時、「検査施設適正配置計画による検査施設の適正配置について」（通達）に基づき、全国的な適正な検査施設機器の配置を目的に当該通達に示された事務所あつては、検査コースの一部が廃止又は休止される事となった。

当時、鹿児島事務所においても小型1コースが廃止となったが、平成31年4月に休止コースとしての運用が可能となった事から、老朽化した小型1コースの検査機器の入替えを行い、令和元年12月より小型1コースを通常コース、小型2コースを休止コースとして運用、稼働している。

審査の実施について、自動車の検査に関する事務のうち、保安基準へ適合するかの審査を国が自動車機構に依頼し、自動車機構は審査事務規程に基づき厳正・公正・公平な審査業務を実施している。

また、平成30年4月1日より登録確認調査員が1名配属され登録確認に関わる業務を実施している。

なお、当県内における自動車機構の検査場は、谷山港庁舎と奄美自動車検査登録事務所に設置されている。



安定性の確認 最大安定傾斜角度の測定検査

① 検査件数の推移（鹿児島県）

(a) 全検査件数の推移（平成29年度よりOSS件数含む）

年 度	H28年度	H29年度	H30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
新規検査等件数	44,700	50,200	48,900	47,200	44,883	38,990	40,015
継続検査件数	272,100	265,400	269,700	269,800	275,631	262,160	269,924
全 検 査 件 数	316,800	315,600	318,600	31,700	320,514	303,335	312,124

(b) 継続検査内訳の推移（平成29年度よりOSS件数含む）

年 度	H28年度	H29年度	H30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
現車検査件数	48,300	47,000	47,000	46,400	56,627	42,933	44,147
適合証審査件数	223,800	218,400	222,700	223,400	235,914	219,227	225,776
		(300)	(19,900)	(62,900)	(84,714)	(92,025)	(122,539)
継続検査総件数	272,100	265,400	269,700	269,800	275,631	262,160	269,923
指 定 整 備 率	82.2%	82.3%	82.6%	82.8%	85.6%	83.6%	83.6%

注）適合証審査件数はOSS件数を含んだ件数であり（ ）はOSS件数

② 出張検査場別検査車両数

(a) 鹿児島運輸支局（奄美自動車検査登録事務所を除く）

年 度 検査場	29		30		1		2		3		4	
	現車検査	適合証	現車検査	適合証	現車検査	適合証	現車検査	適合証	現車検査	適合証	現車検査	適合証
川 内	821	0	725	0	840	0	954	0	908	0	817	0
鹿 屋	1,504	454	1,243	401	1,458	447	1,914	453	1,507	556	1,250	499
種 子 島	18	44	12	28	12	8	54	44	32	46	15	40
屋 久 島	19	0	22	0	22	0	24	0	22	0	15	0
計	2,362	498	2,002	429	2,332	455	2,946	497	2,469	602	2,097	539

(b) 奄美自動車検査登録事務所管内

年 度 検査場	29		30		1		2		3		4	
	現車検査	適合証	現車検査	適合証	現車検査	適合証	現車検査	適合証	現車検査	適合証	現車検査	適合証
徳 之 島	52	0	76	0	95	0	48	0	43	0	56	0
沖 永 良 部	11	0	2	0	5	0	0	0	6	0	1	0
喜 界	0	0	1	0	2	0	2	0	2	0	3	0
与 論	0	0	1	0	3	0	2	0	3	0	4	0
計	63	0	80	0	105	0	52	0	54	0	64	0

2. 海上輸送の安全対策

(1) 外国船舶に対する監督

船舶の構造・設備及び海洋汚染防止機器並びに船員の資格要件等については、IMO（国際海事機関）やILO（国際労働機関）において採択された国際条約に定められている。旗国（船舶が登録されている国）は、国際条約の規定に従って国内法令を整備し、これに基づき自国に船籍のある船舶を検査することを義務付けられているが、現実には船舶の条約不適合に起因すると思われる海難事故や海洋汚染が後を絶たない状況である。

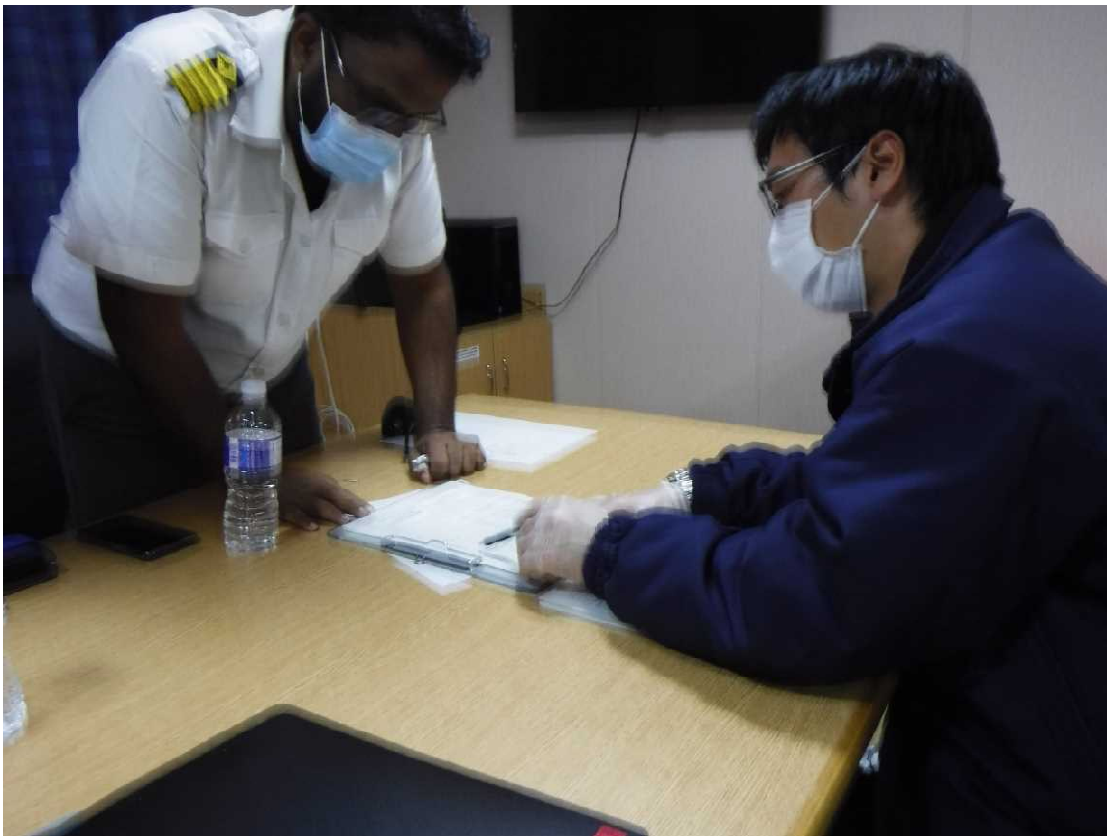
そこで、条約不適合船（サブスタンダード船）を排除し、海上における安全の確保及び海洋環境の保全を目的として、我が国では平成9年4月に外国船舶監督官制度が創設され、平成13年4月から当支局に外国船舶監督官が配置されている。

外国船舶監督官は、我が国の港湾に入港した外国籍船舶の構造・設備及び海洋汚染防止機器並びに船員の資格要件等が国際条約に適合しているか否かについて検査（PSC：ポートステートコントロール）を実施するだけにとどまらず、乗組員や関係者に対して、条約や規則等の改正事項等の周知も行っている。

当支局の外国船舶監督官がPSCを実施する主要な港は、世界各国から輸入されとうもろこしや飼料原料、定期コンテナ、原木の輸出などがある志布志港、飼料原料や外国クルーズ船も入港する鹿児島港、大型原油タンカーが入港するENEOS喜入石油基地のある喜入港などがある。

なお、令和4年度の管内の検査実績は35隻で、主な港別の実施数とその割合は以下のとおりである。

港名	実施隻数
鹿児島港	15
志布志港	19
喜入港	0
川内港	1



検査結果を説明する外国船舶監督官

(2) 国内船舶・事業者に対する監督

① 運航労務監理業務の概況

運航労務監理官は、「九州運輸局運航労務監理官監査等実施方針」に基づいて、「海難の防止」や「船員災害の予防及び適切な労働環境の確保」を目的として重点事項や監査方針により以下の業務を実施している。

とりわけ、夏季及び年末年始には大量の輸送需要が発生し、輸送機関に人流・物流が集中することから、7月及び12月にそれぞれ夏季安全総点検及び年末年始安全総点検を実施している。また、例年は9月～10月を漁船指導強化旬間として、漁船の監査を重点的に実施している。

1. 海難等発生時における監査の最優先実施
2. 運航管理監査の実施
 - ・事故発生時、直ちに現場等に急行すべき特別監査の最優先実施
 - ・船舶火災消火のための適切な対策
 - ・旅客船運航事業者に対する特別監査の実施
 - ・事業者への処分と再発防止策の徹底
 - ・旅客船における緊急時に備えた適切な対策
3. 船員労務監査の実施
 - ・2006年の海上の労働に関する条約への対応（3年以上未監査の船舶への立入監査）
 - ・海難発生時監査における適切な指導の徹底
 - ・災害発生監査時における勧告の積極的活用
 - ・ライフジャケットの着用に係る指導等の取り組みの強化
 - ・労働時間の適切な管理
4. 飲酒に関する安全対策の徹底
5. 安全統括管理者等の研修等を活用した海難事故再発防止教育の充実
6. 技能実習法に基づく報告徴収等の実施
7. 船員派遣事業の適正な運営の確保
8. 運輸安全マネジメント評価の適正な実施

【船員労務監査等実績】

	船員労務監査						事業者監査			
	監査隻数			対象船員	戒告	勸告	事業者数	対象船員	戒告	勸告
	(内数)									
	海難 監査	災害 監査								
汽船	29隻	7隻	0隻	188人	3件	4件	0者	0人	0件	0件
漁船	1隻	0隻	1隻	3人	1件	1件	0者	0人	0件	0件

※数字は、いずれも令和4年度実績

【総点検等運航管理監査件数】

夏季安全総点検	年末年始輸送の安全総点検	運航管理監査
0 隻	6 隻	10 隻

※令和4年度の夏季安全総点検は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施を見送った。

【運輸安全マネジメント評価件数】

本省評価	本省合同評価	地方単独評価
0 社（者）	0 社（者）	0 社（者）

※令和4年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施を見送った。

このほか、各運航事業者の安全統括管理者や運航管理者等を対象とした運輸安全マネジメントセミナーや運航安全管理研修会を実施している。なお、例年であれば、旅客船の乗組員を対象とした旅客船乗組員研修会並びに船員の災害防止を目的とした安全衛生講習会を実施している。

また、海上保安部等の他行政機関と連携し、漁船の海難防止や小型船の救命胴衣着用の徹底等、さまざまな会議や講習等を通じ安全啓発に努めている。

加えて、船員法関係法令に基づき船員から申し出のあった労働条件や労働環境等に関する行政相談についても運航労務監理官が対応している。

【行政相談等処理件数】

手当・給与	労働時間等雇用条件関係	その他
8 件	4 件	3 件



運航安全管理研修会

② 船舶検査業務の概況

海上における人命の安全及び船舶の堪航性を確保するため、船舶安全法により船舶の船体、機関、救命、消防設備等について、また、海洋汚染等防止のため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律により、油・有害液体物質・ふん尿等の排出等に関する設備等について、定期検査等の確認検査を実施し、合格したものについては船舶検査証書及び条約証書等を交付している。

また、管内には離島へ旅客船等が多数就航していることから、当該船舶に対し、危険物を運送に関する立入検査、旅客船のバリアフリー設備に関する審査及び立入検査を実施している。

離島等の港湾工事のため非一体型プッシャーバージの臨時航行検査の件数が増加している。

また、昨年から引き続き、馬毛島の自衛隊基地整備着工に伴い船舶による危険物の運送等に関する相談に対応している。

VI 自動車関連

1. 自動車登録の概況

① 登録事務の概況

鹿児島県の保有車両数は、昭和50年に約41万2千台であったが、平成5年には100万台を突破した。その後も増加を続けて来たが、リーマンショックの影響で平成20年、21年と一旦減少したがその後は平成31年まで堅調に増加を続けた。また、検査自動車数と軽自動車数の割合は、平成25年3月末から軽自動車の保有車両数が多くなっている。令和5年3月末の保有車両数は約136万台となっており、前年よりわずかに増加している。

② 鹿児島県の自動車台数の推移

(a) 県内自動車台数の推移

(各年3月末現在)

年	検査自動車数	軽自動車数	合 計	対前年比	指 数
S50	299,848	119,065	418,913	－	100
S55	473,989	150,617	624,606	－	149.10
S60	514,533	256,348	770,881	－	184.02
H2	548,471	365,835	914,306	－	218.26
H7	660,778	421,642	1,082,420	－	258.39
H12	729,412	477,070	1,206,482	－	288.00
H17	725,581	571,476	1,297,057	－	309.62
H18	720,142	592,135	1,312,277	101.17	313.26
H19	707,480	611,611	1,319,091	100.52	314.88
H20	687,933	627,142	1,315,075	99.70	313.93
H21	669,445	640,999	1,310,444	99.65	312.82
H22	660,665	651,871	1,312,536	100.16	313.32
H23	652,829	660,218	1,313,047	100.04	313.44
H24	649,714	671,589	1,321,303	100.63	315.41
H25	645,265	683,523	1,328,788	100.57	317.20
H26	640,433	695,764	1,336,197	100.56	318.97
H27	635,323	705,762	1,341,085	100.37	320.13
H28	632,988	709,866	1,342,854	100.13	320.56
H29	635,759	711,219	1,346,978	100.31	321.54
H30	638,815	714,168	1,352,983	100.45	322.98
H31	639,302	715,854	1,355,156	100.16	323.49
R2	638,969	715,820	1,354,789	99.97	323.41
R3	639,718	717,642	1,357,360	100.19	324.02
R4	641,212	717,381	1,358,593	100.09	324.31
R5	642,392	721,732	1,364,124	100.41	325.63

- (注) 1. 検査自動車数は、登録自動車数と小型二輪車数の合計
 2. 鹿児島自動車事務所（陸運支局）の設置は昭和22年3月22日
 3. 指数は昭和50年3月を100とした
 4. 軽自動車数は軽四輪車数と軽三輪車数及び軽二輪車数の合計

※ 軽四輪車数及び軽三輪車数は、軽自動車検査協会鹿児島事務所及び全国軽自動車協会連合会より提供

(b) 車種別自動車台数の推移

(各年3月末現在)

資料： 軽自動車については、軽自動車検査協会鹿児島事務所、全国軽自動車協会連合会による

S50	14,976	107,475	544	132	62,833	649	3,568	815	161,091	48,909	5,284	3,470	2,493	6,674	418,913	—
S55	22,028	116,961	89	207	103,119	8	3,912	3,168	309,514	41,166	8,427	5,726	3,957	6,324	624,606	—
S60	24,714	102,528	28	355	206,464	9	4,016	4,499	354,095	38,950	10,172	7,242	6,884	10,925	770,881	—
H2	29,832	92,237	21	656	304,795	9	4,148	8,566	382,555	43,683	12,562	8,784	9,110	17,348	914,306	—
H7	37,223	94,229	18	1,330	300,532	15	4,119	53,432	431,507	100,694	16,266	11,692	11,617	19,746	1,082,420	—
H12	39,252	86,166	17	1,734	273,965	17	4,149	134,829	419,593	181,423	20,836	9,355	14,585	20,561	1,206,482	—
H17	39,535	74,139	14	2,055	261,666	14	4,214	177,437	380,866	282,051	22,535	9,528	16,820	26,183	1,297,057	—
H18	39,629	72,433	14	2,526	261,108	14	4,215	178,525	375,035	301,611	22,641	9,493	17,291	27,742	1,312,277	101.17
H19	39,383	69,908	13	2,643	258,255	16	4,176	177,309	365,877	322,300	22,734	9,482	17,709	29,286	1,319,091	100.52
H20	38,939	67,576	13	2,742	255,697	14	4,132	174,623	351,505	339,998	22,692	9,410	18,178	29,556	1,315,075	99.70
H21	37,450	63,606	12	2,724	252,530	14	4,152	170,626	342,266	356,866	22,484	9,387	18,687	29,640	1,310,444	99.65
H22	36,844	61,359	12	2,748	249,438	13	4,209	170,286	336,239	370,937	22,554	9,350	19,106	29,441	1,312,536	100.16
H23	36,390	59,384	13	2,745	246,256	13	4,165	171,660	329,411	383,191	22,590	9,297	19,298	28,634	1,313,047	100.04
H24	36,019	57,706	13	2,782	244,590	12	4,218	174,247	325,310	396,678	22,719	9,306	19,600	28,103	1,321,303	100.63
H25	35,722	56,119	13	2,806	241,350	13	4,207	175,791	320,953	412,431	22,822	9,305	19,784	27,472	1,328,788	100.57
H26	35,651	54,852	13	2,863	237,880	12	4,226	178,637	314,236	428,513	22,862	9,306	20,095	27,051	1,336,197	100.56
H27	35,633	53,754	12	2,946	234,006	12	4,209	179,973	308,468	442,764	22,982	9,287	20,399	26,640	1,341,085	100.37
H28	35,727	52,942	12	3,049	230,186	13	4,219	182,981	303,367	450,490	23,276	9,270	20,521	26,801	1,342,854	100.13
H29	36,054	52,876	12	3,059	226,818	14	4,219	188,756	299,805	455,401	23,510	9,258	20,627	26,569	1,346,978	100.31
H30	36,480	52,689	12	3,103	223,987	14	4,295	195,589	295,213	461,140	23,705	9,300	20,893	26,563	1,352,983	100.45
H31	36,889	52,445	12	3,213	221,811	14	4,340	200,931	289,546	464,883	23,817	9,340	21,243	26,672	1,355,156	100.16
R2	37,072	51,973	12	3,281	219,303	14	4,347	206,285	283,414	467,407	24,024	9,304	21,732	26,621	1,354,789	99.97
R3	37,418	51,911	12	3,314	218,342	13	4,237	211,439	277,875	469,737	24,201	9,323	22,462	27,076	1,357,360	100.19
R4	37,750	51,840	12	3,425	217,643	13	4,110	216,708	272,876	469,714	24,358	9,338	23,283	27,523	1,358,593	100.09
R5	37,984	51,941	12	3,742	218,685	12	4,011	221,351	267,999	472,725	24,485	9,334	24,025	27,818	1,364,124	100.41

(c) 市郡別車種別自動車保有車両数

(令和5年3月末現在)

区分	普通貨物	小型貨物	被けん引	貨物計	普通乗合	小型乗合	乗合計	普通乗用	小型乗用	乗用計	普通特種	小型特種	大型特種	特種(殊)計	登録車計	小型二輪	小計	軽貨物	軽乗用	軽特種	不明	軽合計	合計	人口	一人当たり
鹿児島市	10,741	17,804	839	29,384	886	569	1,455	89,387	103,753	193,140	6,869	800	2,019	9,688	233,667	8,688	242,355	38,284	144,731	628	20	183,663	426,018	587,699	1.38
薩摩川内市	2,327	2,999	155	5,481	161	133	294	14,104	15,609	29,713	1,135	158	588	1,881	37,369	1,548	38,917	13,206	29,715	155	3	43,079	81,996	90,552	1.10
鹿屋市	3,085	3,936	205	7,226	54	142	196	15,599	18,117	33,716	1,434	170	647	2,251	43,389	1,760	45,149	16,268	33,295	151	7	49,721	94,870	98,419	1.04
奄美市	713	914	27	1,654	58	55	113	2,331	4,653	6,984	476	83	460	1,019	9,770	493	10,263	5,845	14,001	95	1	19,942	30,205	39,489	1.31
枕崎市	558	629	92	1,279	1	25	26	2,337	2,954	5,291	218	33	115	366	6,962	320	7,282	3,397	6,863	40	1	10,301	17,583	18,987	1.08
いちき串木野市	558	663	25	1,246	12	45	57	3,520	4,634	8,154	361	48	116	525	9,982	409	10,391	3,258	8,976	51	0	12,285	22,676	26,309	1.16
阿久根市	429	606	6	1,041	2	19	21	2,534	3,038	5,572	308	67	181	556	7,190	280	7,470	3,981	7,571	24	1	11,577	19,047	18,095	0.95
出水市	1,489	1,812	69	3,370	49	66	115	7,463	8,613	16,076	632	90	219	941	20,502	869	21,371	8,764	17,146	73	3	25,986	47,357	50,643	1.07
指宿市	851	1,196	12	2,059	31	63	94	5,004	6,224	11,228	428	57	234	719	14,100	455	14,555	7,306	12,526	77	4	19,913	34,468	37,293	1.08
伊佐市	577	756	54	1,387	22	25	47	3,556	4,418	7,974	287	44	154	485	9,893	379	10,272	5,184	7,618	47	1	12,850	23,122	22,822	0.99
南さつま市	550	837	45	1,432	96	59	155	4,076	5,152	9,228	324	63	164	551	11,366	412	11,778	5,563	10,659	80	0	16,302	28,080	31,134	1.11
霧島市	2,711	3,586	151	6,448	177	198	375	20,415	23,595	44,010	1,321	185	446	1,952	52,785	2,356	55,141	15,488	41,648	190	3	57,329	112,470	122,365	1.09
西之表市	466	516	22	1,004	23	25	48	924	1,934	2,858	220	49	222	491	4,401	131	4,532	3,820	5,059	40	1	8,920	13,452	13,836	1.03
垂水市	304	387	18	709	6	33	39	1,695	2,412	4,107	187	19	117	323	5,178	147	5,325	2,570	4,168	12	1	6,751	12,076	12,895	1.07
日置市	1,087	1,318	13	2,418	36	79	115	6,155	7,917	14,072	514	54	183	751	17,356	738	18,094	6,694	15,542	82	4	22,322	40,416	45,917	1.14
曾於市	1,324	1,532	72	2,928	6	47	53	5,042	6,110	11,152	419	48	245	712	14,845	601	15,446	8,515	11,795	66	1	20,377	35,823	31,600	0.88
志布志市	1,388	1,303	1,103	3,794	14	40	54	4,758	5,579	10,337	648	78	351	1,077	15,262	527	15,789	6,451	9,569	59	2	16,081	31,870	28,042	0.88
南九州市	1,406	2,379	489	4,274	46	37	83	4,162	5,182	9,344	344	59	206	609	14,310	537	14,847	8,190	10,981	81	1	19,253	34,100	31,196	0.91
姶良市	1,538	1,619	45	3,202	34	71	105	10,837	12,784	23,621	901	81	185	1,167	28,095	1,047	29,142	6,974	24,105	97	3	31,179	60,321	76,661	1.27
市合計	32,102	44,792	3,442	80,336	1,714	1,731	3,445	203,899	242,678	446,577	17,026	2,186	6,852	26,064	556,422	21,697	578,119	169,758	415,968	2,048	57	587,831	1,165,950	1,383,954	1.19
鹿児島郡	24	34	1	59	0	0	0	28	67	95	7	1	46	54	208	5	213	378	213	12	0	603	816	1,030	1.26
揖宿郡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	6	6	0	6	0	0	0	0	0	6		
川辺郡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	12	12	0	12	0	0	0	0	0	12		
日置郡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	8	8	0	8	0	0	0	0	0	8		
薩摩郡	598	709	30	1,337	3	21	24	3,060	3,393	6,453	212	42	168	422	8,236	371	8,607	4,701	6,341	28	0	11,070	19,677	18,872	0.96
出水郡	360	369	4	733	5	17	22	1,467	1,513	2,980	164	19	126	309	4,044	107	4,151	3,335	2,923	15	0	6,273	10,424	9,158	0.88
姶良郡	308	321	9	638	0	6	6	1,266	1,648	2,914	112	8	76	196	3,754	160	3,914	2,302	2,974	17	1	5,294	9,208	8,616	0.94
曾於郡	613	661	133	1,407	28	20	48	2,029	2,530	4,559	183	21	112	316	6,330	243	6,573	3,148	4,055	23	1	7,227	13,800	11,815	0.86
肝属郡	1,009	1,495	59	2,563	122	69	191	4,544	6,245	10,789	494	61	324	879	14,422	517	14,939	8,808	10,478	93	4	19,383	34,322	31,747	0.92
熊毛郡	877	984	19	1,880	82	58	140	1,898	3,973	5,871	370	49	427	846	8,737	257	8,994	7,395	8,685	70	5	16,155	25,149	23,398	0.93
大島郡	2,093	2,588	45	4,726	29	106	135	3,160	5,952	9,112	932	106	1,177	2,215	16,188	668	16,856	18,500	21,294	185	10	39,989	56,845	59,758	1.05
郡合計	5,882	7,161	300	13,343	269	297	566	17,452	25,321	42,773	2,474	307	2,482	5,263	61,945	2,328	64,273	48,567	56,963	443	21	105,994	170,267	164,394	0.97
市郡合計	37,984	51,953	3,742	93,679	1,983	2,028	4,011	221,351	267,999	489,350	19,500	2,493	9,334	31,327	618,367	24,025	642,392	218,325	472,931	2,491	167	693,914	1,336,306	1,548,348	1.16

(注1) 軽自動車については、全国軽自動車協会連合会による(軽二輪は除く)

揖宿郡・川辺郡・日置郡については、合併により消滅しているが、町村不明の車両は合併元不明のため計上した

人口は令和5年4月1日現在(資料 鹿児島県総合政策部統計課 HP)

(注2) 軽自動車鹿児島県不明合計分を一括計上

2. 自動車整備業の概況

自動車整備事業を取り巻く状況は、自動車の安全・環境性能の向上を目指した新技術が急速な発展を続けており、行政としても安全面では、悲惨な交通事故を無くすべくＡＳＶ（先進安全自動車）等予防安全技術の普及促進や安全性能要件の強化を進めている。さらに、経済産業省・（一社）日本自動車会議所と共に運転支援機能を備えた「セーフティ・サポートカー（サポカー）」及び高齢運転者に推奨する「セーフティ・サポートカーＳ（サポカーＳ）」の普及啓発に官民関係者と共に取り組んでいる。また、環境面では、環境対応車の開発・普及促進として、小型貨物車の新たな2022年度燃費基準や低公害車の購入補助制度等による環境性能に優れた車両の普及に取り組んでいる。

自動車整備業界は、自動車の安全確保や公害の防止という公共性の高い重要な役割を担っており、近年の自動車技術の革新への対応が可能な高度な技能、知識を持った人材の確保が求められる中、整備士を目指す若者が激減する一方で整備要員の高齢化が進展し、近い将来、人材不足が顕在化する可能性が大きくなっている。こうした状況に、国土交通省と14の自動車関係団体により平成26年4月に設立された「自動車整備人材確保・育成推進協議会」で対応策を検討し、自動車整備の現場を支える技能人材の確保、育成の推進に取り組んでいる。平成27年度には、地方の協議会を発足させ地域にあったＰＲ活動を継続して進めている。

自家用乗用車の平均使用年数は14年に達する勢いであり、自動運転を見据えた最先端技術の搭載車両も増加が見込まれることから、長期使用の状況や新型技術に合った点検整備の果たす役割は益々重要となっている。

なお、当県における令和4年3月末の認証工場は、1,776工場（対前年比－1工場）と6年連続で減少。指定工場は、572工場（対前年比＋4工場）と昨年度より増加となっている。

① 認証工場数・指定工場数の推移

	平成15年度末	平成20年度末	平成25年度末	平成30年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末
認証工場	1,856	1,866	1,843	1,819	1,790	1,777	1,776
指定工場	488	535	562	563	566	568	572

② 各種研修の実施状況（令和4年度）

	整備主任者	検査員
対象者	3,445 人	1,556 人
受講者（報告）	3,215 人	1,493 人
実施回数	※ 一回	※ 一回

※新型コロナウイルス感染症対策のため自主学習として実施。

③ 自動車整備士養成施設一覧

(令和3年3月末現在)

種 別	名 称	整備士の種類	修業年限
1 種	鹿児島県立吹上高等技術専門学校	2－かちしに	2 年
		車体	2 年 (中学校卒業以上) 1 年 (一種養成施設 (三級、二級養成) 修了者)
1 種	学校法人原田学園鹿児島情報高等学校	3－かちし	2 年
1 種	学校法人川島学園鹿児島工学院専門学校	1－こ	2 年
		2－かちしに	2 年
1 種	学校法人時任学園樟南高等学校	3－かちし	2 年
2 種	鹿児島県自動車整備振興会技術講習所		
認 定	学校法人都築教育学園第一工業大学	2－かち	4 年

(注) 整備士の種類欄中「か」はガソリン自動車整備士、「ち」はディーゼル自動車整備士、「し」はシャシ自動車整備士、「に」は二輪自動車整備士を表す。

④ 自動車整備士合格者数

整備士の種類	受験地	合 格 者 数						
		H12年度	H17年度	H27年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
1 級 小 型 整 備 士	鹿児島	試験なし	4	5	4	8	5	22
	大島							
2 級 ガ ソ リ ン 士 整 備	鹿児島	179	178	142	125	102	90	143
	大島	6						
2 級 ジ ー ゼ ル 士 整 備	鹿児島	61	110	113	71	51	59	86
	大島	1						
2 級 シ ャ シ 士 整 備	鹿児島	1	20	102	63	54	56	73
	大島	0						
3 級 シ ャ シ 士 整 備	鹿児島	60	26	54	47	47	35	35
	大島	0						
3 級 ガ ソ リ ン 士 整 備	鹿児島	97	83	76	100	101	96	127
	大島	0						
3 級 ジ ー ゼ ル 士 整 備	鹿児島	10	0	38	39	38	45	42
	大島	0						
2 級 二 輪 整 備 士	鹿児島	0	2	0	1	6	7	6
	大島	0						
3 級 二 輪 整 備 士	鹿児島	1	0	0	0	0	0	0
	大島	0						
自 動 車 車 体 士 整 備	鹿児島	1	21	1	13	26	25	16
	大島	0						
自 動 車 タ イ ヤ 士 整 備	鹿児島	0	0	0	0	0	0	0
	大島	0						
自 動 車 電 気 装 置 士 整 備	鹿児島	8	1	0	0	18	13	14
	大島	0						
小 計	鹿児島	418	445	531	463	451	431	564
	大島	7						
合 計		425	445	531	463	451	431	564

※平成 14 年度から受験地大島会場では、試験が実施されていない。

3. レンタカー

自家用自動車有償貸渡事業（レンタカー事業）は、近年の需要拡大により年々増加の傾向にある。従来のレジャーや、企業向けの需要に加え、整備工場等が許可を取り、整備時の代車をレンタカーとし顧客に貸出す等、新たな需要が見られている。

【事業者数の推移】

（各年度末現在）

昭和55	昭和60	平成2	平成7	平成12	平成17	平成22	平成30	令和元年	令和2年	令和3	令和4
201	209	207	216	232	207	336	504	528	556	587	627

VII 海事産業関連

1. 船舶関連産業

(1) 船舶登録の概況

【用途別在籍船舶登録状況】

(令和5年12月末現在)

管内の登録船舶は令和5年12月末現在142隻である。
用途別隻数では客船を含むフェリーが28.9%と最も多く、次いで一般貨物が23.2%を占めている。
また、用途別トン数ではフェリーが36.8%と最も大きく、次いで油槽船が28.7%となっており、隻数及び総トン数ともに、大型離島を多く抱える本県においてフェリーの比率が高い特徴が出ている。

船舶の用途		隻数	総トン数
一般貨物		33	16,578
漁船		27	12,155
フェリー		41	87,354.04
油槽船		8	68,030
砂利船		7	3,442
その他	官庁船	8	2,490
	特殊船	4	44,635
	その他	14	2,685
合計		142	237,369.04

(2) 造船業・船用工業の概況

管内には、県内各地に造船所が点在しており、修繕業を主体としている。
船用工業については、主として船舶用エンジンの修理及び整備を行う事業者で占められている。

(3) モーターボート競走の概況

令和元年12月に、ボートレースチケットショップ加治木が姶良市にオープンし、管内の場外発売場は「ボートピア金峰」、「ミニボートピア天文館」、「オラレ志布志」、「ミニボートピアさつま川内」と併せて5場となった。また、令和4年度の5場の売上げは約77億円であった。

ミニボートピア天文館は令和元年度から、特に設備や開催日等の変更・増加等はないが売上げが増加しており、全国でも屈指の売上げとなっている。

発売場名 / 年度	30	1	2	3	4
ボートピア金峰	2,394	2,136	1,932	2,109	1,985
ミニボートピア天文館	4,386	4,515	9,272	8,879	2,737
オラレ志布志	914	829	715	853	858
ミニボートピアさつま川内	857	855	802	843	693
ボートレースチケットショップ加治木	—	※1 391	1,410	1,623	1,425
計	8,551	8,726	14,131	14,307	7,698

※1：ボートレースチケットショップ加治木については4ヶ月弱の実績（百万円）

２．船員関係

(1) 船員法の適用状況

令和4年10月1日現在における管内の船員法適用船員数は2,417名（九州管内14,825名）で、九州全体の16.3%を占めている。

また、管内に船員の主たる労務管理を行う事務所を置く船舶所有者は136事業者、船舶数は257隻となっている。

管内の船員数を船種別でみると、全船員のうち商船等（漁船以外）は67.6%、漁船は32.4%となっている。

管内には、中・長距離の離島航路のフェリー・RORO船があることや、桜島フェリーを代表とする錦江湾を横断する複数のフェリー航路があることなどから、鹿児島県内を離発着する航路に多くの船員が在籍している。

また、ケープタウン等の海外を基地として操業しているいちき串木野市の遠洋まぐろ延縄漁船、枕崎市の大型かつお一本釣り漁船、阿久根市・枕崎市を中心とした中型まき網漁船等の船員も数多く在籍している。

なお、まぐろ延縄漁業やかつお一本釣り漁業を経営する船舶所有者の殆どは、「漁船マルシップ方式」を採っており、主にインドネシア人の船員を漁撈要員として乗り組ませている。また、中型まき網漁船においては、インドネシアからの技能実習生を受け入れている事業者もある。

【船員法適用船舶所有者等の推移】

（各年度10月1日現在）

年 度		30	R1	2	3	4
区 分	船舶所有者数	95	98	94	95	94
	船 舶 隻 数	205	171	175	177	180
	乗組船員数	1,189	1,277	1,299	1,332	1,633
漁 船	船舶所有者数	52	51	54	48	42
	船 舶 隻 数	104	94	95	88	77
	乗組船員数	1,132	985	958	753	784
合 計	船舶所有者数	147	149	148	143	136
	船 舶 隻 数	309	265	270	265	257
	乗組船員数	2,321	2,262	2,257	2,085	2,417

(2) 船員関係事務取扱状況

① 船員法関係事務取扱状況

当支局で令和4年度に処理した主な船員法関係事務件数は下表の通りである。また、表にはないが、マルチップ方式による漁船に乗り組む日本人の船舶職員に係る船員個票の審査・交付についても行っており、令和4年度は26件の取扱いがあった。

【船員法事務取扱件数の推移】

年 度 区 分		H30	R1	2	3	4
船員手帳	交付	81	87	61	62	65
	再交付、書換	136	119	99	79	114
	訂正	16	16	24	20	12
雇入契約の成立等の届出	雇入	655	727	1,220	882	950
	雇止	632	680	1,168	938	929
	更新	23	15	28	22	29
	変更	168	183	530	330	288
	船長就退職	6	0	1	1	1
	計	1,484	1,605	2,947	2,173	2,197
航行報告	受理	66	65	63	46	57
	証明件数	63	61	62	44	55
	証明通数	70	72	69	51	67

年 度 区 分		H30	R1	2	3	4
航海当直部員 資 格 認 定	甲板	16	24	28	24	24
	機関	6	6	11	11	11
	甲板・機関	12	16	9	11	14
	合計	34	46	48	46	49
危険物取扱責任者資格認定		47	40	55	62	47

② 海技免状及び小型船舶操縦免許証発給等事務処理状況

【海技免状・小型船舶操縦免許証等発給状況の推移】

年 度		H30	R1	2	3	4
区 分						
更新	大型	451	464	461	360	386
	小型	6,552	6,347	6,131	5,403	5,728
	合計	7,003	6,811	6,592	5,763	6,114
変更登録		9	7	－	－	－
訂正		19	14	41	42	38
再交付	大型	46	49	43	47	28
	小型	606	511	623	529	506
	合計	652	560	666	576	534
履歴限定解除		56	59	45	63	62
免許申請		657	651	909	1,048	842
合計		8,396	8,102	8,253	7,492	7,590

(3) 水先業務の現況

当支局管内には、水先法に基づき水先人を乗り込ませなければならない水先区として鹿児島水先区がある。現在、3名の水先人により概ね年間300隻の水先が実施されており、その殆どが外国籍の船舶である。

また、水先類似行為については、国内最大級の石油基地がある喜入港、穀物輸入基地である志布志港などにおいて実施されている。

【鹿児島水先区における水先実績の推移】

年 度		H30	R1	2	3	4
区 分						
水先人数（人）		3	3	3	3	3
日本船舶	隻数（隻）	7	11	15	16	3
	総トン数（トン）	448,924	743,203	1,080,663	1,246,441	410,130
外国船舶	隻数（隻）	296	269	204	194	218
	総トン数（トン）	16,763,249	14,757,734	6,335,410	6,387,705	8,309,603
合計	隻数（隻）	303	280	219	210	221
	総トン数（トン）	17,212,173	15,500,937	7,416,073	7,634,146	8,719,733

※令和元年以降新型コロナウイルスの影響から入港隻数が減少

3. 船員職業安定業務の現況

(1) 船員求人・求職状況

令和4年度の当支局管内の求職船員は月平均11名程度で推移しており、そのうち雇用保険金受給者は5名程度である。

全国の船員の有効求人倍率については、平成24年には0.99倍（内航貨物船）であったが令和4年には3.29倍（同）とここ10年は急激に増加している。全国的な傾向である船員の高齢化、若年船員不足という問題は当運輸支局管内においても同様である。

求職船員に対し、当支局窓口において鹿児島県内の求人事業者への就職を促す一方、船員希望者（未経験者）に対する積極的な就職相談に取り組むとともに、関係事業者団体、関係企業、水産高校等との情報交換を密にして、若年船員の雇用の確保に努めているところである。

(2) 船員失業保険金支給状況

令和4年度における雇用保険金の支給実績は、受給者数では延べ105人（前年度比7.1%増）であり、支給金額は25,244万円（同26.7%増）となっている。

【船員失業保険金支給実績の推移】

年 度 区 分	30	R1	2	3	4
支給延人数（人）	115	96	111	98	105
支給延日数（日）	4,017	3,125	3,816	3,062	3,971
支給金額（千円）	25,532	19,394	24,308	19,932	25,244

4. 海事思想普及の取り組み（海事人材育成事業）

海に関わる様々な広報活動を通じて海事思想（海の重要性を理解してもらうこと）の普及を図っている。

令和5年度においては、海事施設見学会の実施や出前授業を実施した。

この取り組みは、海運、倉庫、造船などの海事産業において、若年労働力不足が深刻化していることから、次世代を担う子供たちに海事産業への理解を深めてもらい、将来の職業選択の一つとなってもらう目的（海事人材育成事業）も兼ねている。

また、鹿児島水産高校の生徒を対象に就業体験（インターンシップ）を実施した。



造船所にて浮きドックの説明

【令和5年度の取り組み】

開催年月日	事業名	実施施設（場所）等	参加者等	概要
R5. 6. 23	出前授業	・鹿児島市立 谷山中学校	谷山中学校 3年生 80名	支局職員より「人や物を運ぶ船がなぜ重要なのか」「船員の仕事とは」を講義
R5. 7. 24 ～8. 22	就業体験	・管内5事業者の旅客船・ 貨物船	鹿児島水産高校 専攻科・海洋課10人	実際の運航船舶に乗船し、運航に関する知識を学び、船内生活を体験
R6. 1. 19	出前講座	・鹿児島水産高等学校	鹿児島水産高校 海洋科1年生35名	・支局職員及び鹿児島内航海運組合事業者船員が講師となって、海事産業に係る基礎知識や現状について講義 併せて練習船「海王丸」の見学会を実施
R6. 2. 27	海事産業産業 見学会	・マルエーフェリー(株) ・鹿児島ドック鉄工(株)	霧島市立溝辺中学校 2年生21名 教諭3名	・離島における生活物資・島民輸送に必要なフェリーの役割や船員の仕事を学ぶ ・船舶の修理や・整備に係る様子を見学し海事産業の必要性を学ぶ

VIII 鹿児島運輸支局の概況

1. 名称及び所在地

(1) 鹿児島運輸支局（本庁舎）



〒892-0812

鹿児島市浜町2番5-1号

鹿児島港湾合同庁舎2階

代	表	TEL	099 (222) 5660
	(船員担当専用)	TEL	099 (226) 1626

(2) 鹿児島運輸支局（谷山港庁舎）



〒891-0131

鹿児島市谷山港2丁目4-1

輸送・監査担当	TEL	099 (261) 9192
登録担当	TEL	050 (5540) 2089
検査・整備・保安担当	TEL	099 (261) 9194

輸送・監査部門	FAX	099 (261) 9169
登録・整備部門	FAX	099 (261) 9251

(3) 奄美自動車検査登録事務所



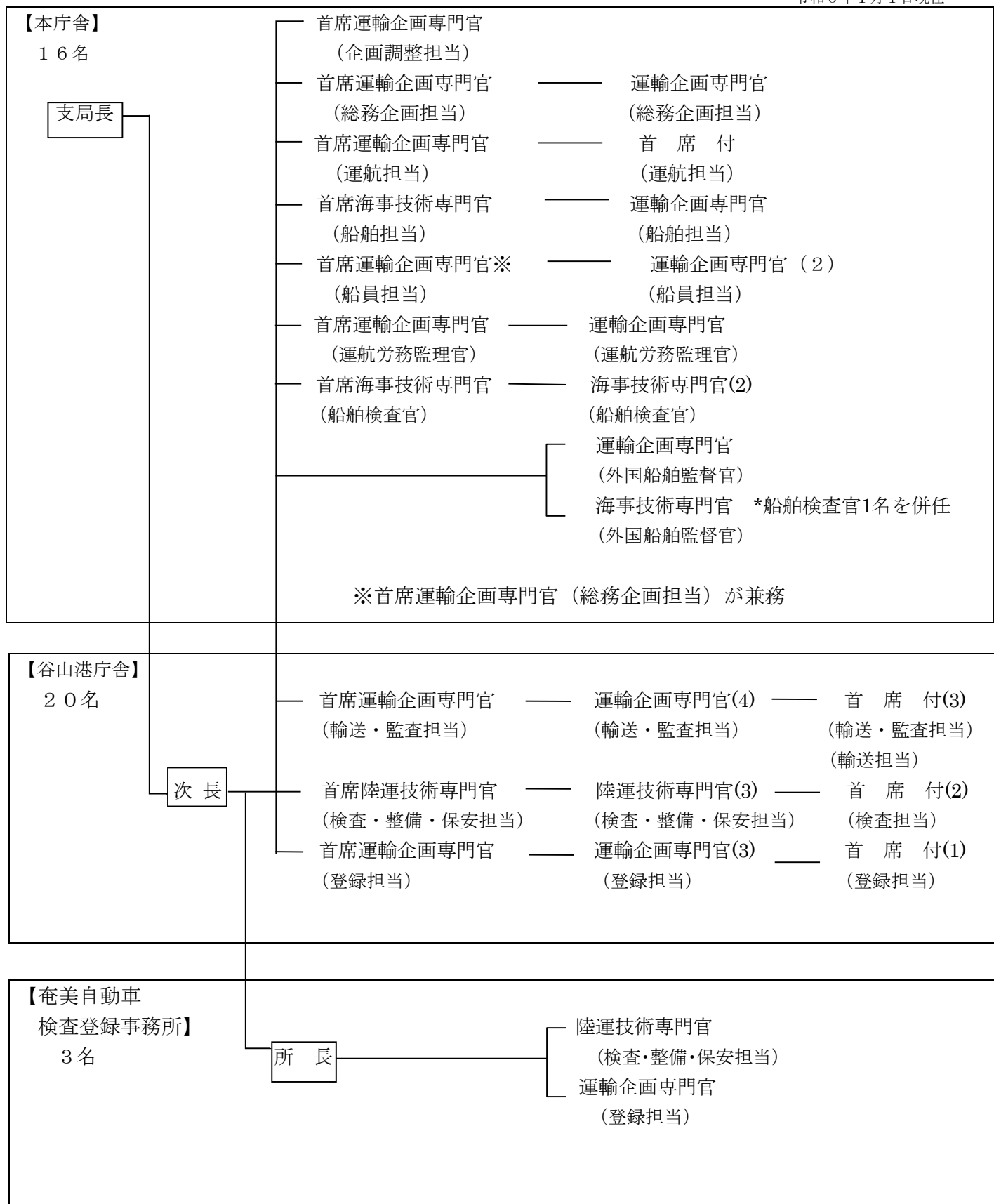
〒894-0007

奄美市名瀬和光町12-1

代	表	TEL	0997 (52) 0757
		FAX	0997 (54) 0012

2. 鹿児島運輸支局組織図

令和6年1月1日現在



3. 管轄区域

(1) 本庁舎関係

一般行政 船員職業安定業務 船舶登録測度業務 及び船舶検査業務	鹿児島県
外国船舶監督業務	鹿児島県及び宮崎県

(2) 谷山港庁舎関係

輸送関係業務及び 整備関係業務	鹿児島県
登録関係業務及び 検査関係業務	鹿児島県（奄美市及び大島郡を除く）
奄美自動車検査 登録事務所	鹿児島県のうち奄美市及び大島郡 (登録関係及び検査関係業務に限る)

4. 主な所掌事務

企画調整担当

1. 企画調整事務に関すること。
2. 地域公共交通、環境物流の企画業務に関すること。
3. 鉄道・観光事業・旅行業に関すること。

総務企画担当

1. 職員の人事、福利厚生に関すること。
2. 会計、物品の管理に関すること。
3. 行政相談事務及び総合相談事務に関すること。
4. 鉄道・観光事業・旅行業に関すること。
5. 栄典に関すること。
6. 公益法人に関すること。
7. 倉庫業の登録及び届出、倉庫証券の許可に関すること。
8. 企画調整事務に関すること。

運航担当

1. 旅客航路事業に関する許可、認可及び届出に関すること。
2. 地域公共交通確保維持改善事業のうち、離島航路補助金に関すること。
3. 内航海運業の登録及び届出に関すること。
4. 貨物利用運送事業（内航海運）の登録及び届出に関すること。
5. 港湾運送事業の許可、認可及び届出に関すること。
6. 船舶法第3条に基づく不開港場寄港特許及び沿岸輸送特許に関すること。
7. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に関すること（一般旅客定期航路事業等に関するに限る）。
8. 海事思想の普及及び宣伝に関すること。

船舶担当

1. 船舶のトン数の測度及び登録に関すること。
2. 造船法及び小型造船業法に基づく許可、登録、届出に関すること。
3. 船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造、修繕、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。
4. 船舶安全法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の規定に関すること。
5. モーターボート競走に関すること。

船員担当

1. 海技免状、小型船舶操縦免許証の交付、訂正、再交付及び更新に関する事。
2. 航行に関する報告、船員手帳の交付（書換え、再交付を含む）及び船員の雇入届出等に関する事。
3. 船員の職業紹介及び指導並びに補導に関する事。
4. 船員の失業認定及び雇用保険金の支給に関する事。
5. 船員の職業転換給付金の支給に関する事。

船舶検査官

1. 船舶安全法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶等の検査の執行に関する事。

運航労務監理官

1. 船舶の運航管理に関する監査及び指導に関する事。
2. 船員の労働条件、安全衛生その他の労働環境及び船内規律に関する事。
3. 船員派遣事業に係る派遣元事業主、派遣先等の監督指導に関する事。
4. 船舶職員の資格及び定員に関し、船舶所有者等の指導監督に関する事。

外国船舶監督官

1. 外国船舶に係る航行の安全確保及び海洋の汚染防止に関する事。

輸送・監査担当

1. 道路運送事業、貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業の許可、登録、認可、届出及び監査並びにこれに基づく指導に関する事。
2. 道路運送車両による運送に関する調査及び統計に関する事。
3. 道路運送車両による輸送の発達、改善及び調整に関する事。
4. 自家用自動車の使用についての監査及びこれに基づく指導に関する事。
5. 土砂等の運搬の用に供する大型自動車の使用に関する事。
6. 自動車損害賠償責任保険（共済）に関する事。

検査整備保安担当

1. 自動車の検査に関する事。
2. 自動車の車台番号及び原動機の型式の打刻に関する事。
3. 整備命令に関する事。
4. 自動車の整備管理者に関する事。
5. 自動車の整備事業に関する事。
6. 自動車整備士に関する事。
7. 自動車の運行管理者に関する事。
8. 自動車の事故に関する事。

登録担当

1. 自動車の登録に関する事。
2. 自動車の臨時運行、回送運行に関する事。
3. 自動車の抵当権の登録に関する事。
4. 登録証書の交付に関する事。

奄美自動車検査登録事務所

1. 事務所の人事、厚生、会計に関する事。

2. 自動車の登録に関すること。
3. 自動車の臨時運行、回送運行に関すること。
4. 自動車の抵当権の登録に関すること。
5. 登録証書の交付に関すること。
6. 自動車の整備事業に関すること。
7. 自動車の検査に関すること。
8. 自動車の車台番号及び原動機の型式の打刻に関すること。

5. 沿革

- 明治31年9月 通信省長崎船舶司検所鹿児島支所として開設される。
- 明治32年6月 官制改正により長崎海事局鹿児島海務所と改称。
- 明治43年4月 官制改正により長崎通信管理局海事部鹿児島出張所と改称。
- 大正2年6月 官制改正により九州通信局海事部鹿児島出張所と改称。
- 大正8年5月 官制改正により熊本通信局海事部鹿児島出張所と改称。
- 昭和16年12月 官制改正により門司海務局が設置され、門司海務局鹿児島支局と改称。
- 昭和18年11月 海務局官制改正により門司海運局鹿児島支局と改称され、管下に鹿児島駅出張所及び枕崎出張所が設置される。
- 昭和20年6月 官制改正により九州海運局鹿児島支局と改称。
- 昭和21年2月 戦争終結後における機構の整理縮小により鹿児島駅出張所を廃止し、富島支局油津出張所は鹿児島支局油津出張所となる。
- 昭和22年3月 鉄道局の地方官署として、鹿児島自動車事務所が設置される。
- 昭和22年4月 管轄区域の一部改正により九州海運局鹿児島支局の管轄区域は、鹿児島県及び宮崎県全域となる。
- 昭和22年7月 九州海運局富島支局の設置により九州海運局鹿児島支局油津出張所は、富島支局油津出張所となる。
- 昭和22年11月 九州海運局鹿児島支局管下に米ノ津、宮之浦、川内、塩屋、山川、内之浦、西之表各出張所が設置される。
- 昭和23年1月 道路運送法の施行により鹿児島自動車事務所が廃止され、新たに鹿児島道路運送監理事務所が設置される。
- 昭和24年6月 運輸省設置法が公布される。
福岡陸運局が設置される。これに伴い、鹿児島道路運送監理事務所は廃止され、新たに福岡陸運局鹿児島分室が設置される。
九州海運局鹿児島支局宮之浦出張所及び塩屋出張所を廃止。
- 昭和24年11月 政令改正により鹿児島陸運分室が廃止され、新たに地方自治法附則により鹿児島県陸運事務所が設置される。
- 昭和26年4月 九州海運局鹿児島支局に公共船員職業安定所が設置される。
- 昭和26年6月 九州海運局鹿児島支局山川出張所を廃止し、新たに串木野出張所が設置される。
- 昭和27年8月 公共船員職業安定所は、九州海運局鹿児島支局船員職業安定所となる。
九州海運局鹿児島支局川内、内之浦、西之表出張所を廃止。
- 昭和31年1月 九州海運局名瀬支局が設置される。
- 昭和31年7月 奄美群島の日本復帰により、鹿児島県陸運事務所大島出張所が設置される。
鹿児島県陸運事務所車検場を新築移転。（移転先：鹿児島市東郡元町2-25）
- 昭和34年12月 鹿児島県陸運事務所庁舎を新築移転。（移転先：鹿児島市東郡元町2-25）
- 昭和37年 月 鹿児島市泉町に鹿児島港湾合同庁舎が建設される。
- 昭和39年6月 九州海運局鹿児島支局に船員労務官が配置される。
- 昭和42年3月 鹿児島県陸運事務所大島出張所を新築移転。（移転先：名瀬市金久字長浜2333番地の5）
- 昭和45年4月 九州海運局鹿児島支局米ノ津出張所を廃止。

昭和46年 4 月 九州海運局鹿児島支局枕崎及び串木野出張所を廃止。

昭和47年 3 月 都市計画変更により鹿児島県陸運事務所大島出張所を移転。（移転先：名瀬市長浜町16-5）

昭和53年10月 九州海運局名瀬支局に船員労務官が配置される。

昭和55年 4 月 鹿児島県陸運事務所庁舎を現在の場所に新築移転。

昭和59年 7 月 運輸省設置法の改正により九州海運局と福岡陸運局が統合し、九州運輸局となる。
九州海運局鹿児島支局は九州運輸局鹿児島海運支局に、名瀬支局は名瀬海運支局と改称。

昭和60年 4 月 道路運送法等の一部を改正する法律により運輸省設置法の一部を改正、鹿児島県陸運事務所が廃止され、九州運輸局鹿児島陸運支局が設置される。鹿児島県陸運事務所大島出張所は、大島自動車検査登録事務所と改称。これにより運輸省直轄となる。

昭和62年 5 月 鹿児島陸運支局に車両課が設置される。

平成 7 年 5 月 大島自動車検査登録事務所を現在の場所に新築移転。

平成 9 年 4 月 鹿児島陸運支局の登録課・車両課を廃止し、登録官及び検査官の部門制を導入する。

平成13年 1 月 中央省庁再編により運輸省は、建設省、国土庁及び北海道開発庁と統合し、国土交通省となる。

平成13年 4 月 鹿児島海運支局に外国船舶監督官が配置される。

平成14年 7 月 国土交通省設置法の一部を改正する法律の施行に伴い、鹿児島海運支局と鹿児島陸運支局が統合し、鹿児島運輸支局となる。旧海運支局庁舎を本庁舎、旧陸運支局庁舎を谷山港庁舎とし、本庁舎に企画調整官の配置と総務企画課が設置される。同日をもって自動車検査独立行政法人が設置され、谷山港庁舎に九州検査部鹿児島事務所が設置される。
名瀬海運支局は、名瀬海事事務所と改称。

平成16年 4 月 鹿児島運輸支局に名瀬海事事務所を統合する。
離島振興対策官を配置。

平成17年 4 月 船員労務官を運航労務監理官と改称。

平成18年 7 月 課制をスタッフ制に変更。

平成26年10月 大島自動車検査登録事務所を奄美自動車検査登録事務所に改称。

平成28年 4 月 自動車検査独立法人は、独立行政法人交通安全環境研究所と統合し独立行政法人自動車技術総合機構となり、谷山港庁舎に九州検査部鹿児島事務所が設置される。

令和元年 5 月 鹿児島港湾合同庁舎新設（平成 3 1 年 3 月竣工）に伴い、本庁舎が現在の場所に移転（移転先：鹿児島市浜町 2-5-1）

Ⅹ 付表

管内関係団体一覧表

(令和6年2月1日現在)

【関係機関】

名 称	代表者	郵便番号	所 在 地	電話番号
(独)自動車技術総合機構九州検査部鹿児島事務所	金城 英之	891-0131	鹿児島市谷山港2-4-1	099-261-9133
〃 奄美事務所	—	894-0007	奄美市名瀬和光町12-1	0997-52-0858
(独)自動車事故対策機構鹿児島支所	福永 宗久	890-0062	鹿児島市与次郎2-4-35 KSC鴨池ビル5階	099-213-7250
軽自動車検査協会鹿児島事務所	壇 康広	891-0131	鹿児島市谷山港2-4-38	050-3816-1761
軽自動車検査協会鹿児島事務所奄美分室	小森 和利	894-0007	奄美市名瀬和光町12-4	0997-57-5001
日本小型船舶検査機構鹿児島支部	昨 隆徳	891-0122	鹿児島市南栄6-2-11	099-262-3801

【関係団体】

名 称	代表者	専務理事等	郵便番号	所 在 地	電話番号
(公社)鹿児島県観光連盟	田之上 耕三	倉野 満	892-0821	鹿児島市名山町9-1	099-223-5771
(一社)日本旅館協会 九州支部連合会鹿児島県支部	手塚 良平	竹内 攻	892-0821	鹿児島市名山町4-21 鹿児島県ホテル旅館生活衛生同業組合内	099-222-0180
(公財)鹿児島観光コンベンション協会	下鶴 隆央	池田 哲也	890-0053	鹿児島市中央町10	099-286-4700
(公社)鹿児島県バス協会	萩元 千博	改元 秀男	890-0064	鹿児島市鴨池新町12-12 第2岩崎ビル5F	099-252-8670
(一社)鹿児島県タクシー協会	下之角 洋	山口 俊則	892-0836	鹿児島市錦江町11-49	099-222-3255
(公社)鹿児島県トラック協会	鳥部 敏雄	白坂 功	891-0131	鹿児島市谷山港2-4-15	099-261-1167
(一社)鹿児島県自動車整備振興会	豊平 悦郎	淵脇 一臣	891-0131	鹿児島市谷山港2-4-16	099-261-8515
(一社)鹿児島県自家用自動車協会	水淵 大作	中村 彰人	891-0131	鹿児島市谷山港2-4-10 鹿児島県陸運会館内	099-261-9155
(一財)鹿児島県自動車標板協会	本田 和久	永田 輝代	891-0131	鹿児島市谷山港2-4-40	099-261-8566
(一社)奄美自動車連合会	南 有隆	山崎 望	894-0007	奄美市名瀬和光町12-3	0997-52-1900
鹿児島県自動車販売店協会	中村 博之	町田 昇二	891-0131	鹿児島市谷山港2-4-9 鹿児島県自動車会館内	099-262-0011
鹿児島県軽自動車協会	森田 敏弘	東 朝森	891-0131	鹿児島市谷山港2-4-42	099-261-4011
鹿児島県レンタカー協会	平川 忠幸	石原 昭仁	891-0131	鹿児島市谷山港2-4-10 鹿児島県陸運会館内	099-261-6706
(一財)九州陸運協会鹿児島支部	久保田 靖彦		891-0131	鹿児島市谷山港2-4-2	099-261-8528
鹿児島市タクシー協会	山元 勝志	原田 豊	892-0836	鹿児島市錦江町11-49	099-226-5966
鹿児島個人タクシー事業(協)	鮫島 和広	平岡 寛	890-0061	鹿児島市天保山町20-24	099-252-6027
南九州個人タクシー事業(協)	酒井 伸行	吉丸 雄俊	890-0025	鹿児島市原良町5-10-11	099-251-4819
鹿児島県霊柩自動車協会	米丸 五男	本村 洋子	891-0131	鹿児島市谷山港2-4-2 九州陸運協会内	099-261-7420
鹿児島県中古自動車販売商工組合	新園 康男	落合 健一	891-0131	鹿児島市谷山港2-4-10 鹿児島県陸運会館内	099-261-8521
(一財)日本自動車査定協会鹿児島県支部	中村 博之	町田 昇二	891-0131	鹿児島市谷山港2-4-9 鹿児島県自動車会館内	099-262-0033
鹿児島県自動車車体整備(協)	柴田 宗宏	岩元 忠行	891-0131	鹿児島市谷山港2-4-10 鹿児島県陸運会館内	099-261-9166
鹿児島県自動車電装品整備商工組合	水淵 大作	加治屋 岳志	891-0131	鹿児島市谷山港2-5-10	099-261-8500
(協)鹿児島県陸運会館	中村 博之	黒川 秀久	891-0131	鹿児島市谷山港2-4-10 鹿児島県陸運会館内	099-262-0222
(一社)奄美大島自動車整備振興会	上田 裕二	常盤 信幸	894-0007	奄美市名瀬和光町12-2	0997-52-1496
奄美大島自動車販売店協会	上田 裕二		894-0007	奄美市名瀬和光町12-2	0997-52-1496
鹿児島県内航海運組合	原田 勝弘	池端 洋一	892-0842	鹿児島市東千石町2-1 芙蓉ビル6F	099-222-8617
鹿児島県旅客船協会	有村 和晃	平田 勇夫	892-0822	鹿児島市泉町16-4 産業ビル505号室	099-222-2352
鹿児島港運協会	大西 英二郎	橘木 克朗	892-0835	鹿児島市城南町22-1	099-226-2611
名瀬港運協会	有村 忠洋	金井 顯二郎	894-0035	奄美市名瀬塩浜町2278-1	0997-52-0088
鹿児島県倉庫協会	大津 学	田中 良二	892-0823	鹿児島市住吉町2-15 綾ビル2F 203号	099-224-3641
(一社)鹿児島県冷蔵倉庫協会	玉島 尚行	松山 孝夫	892-0823	鹿児島市住吉町7-9	099-222-7069
鹿児島県造船協同組合	篠原 秀嗣	鶴窪 勇樹	891-0511	指宿市山川福元5763	0993-34-1131
九州船用工業会鹿児島県支部	中島 浩	城野 裕信	891-0122	鹿児島市南栄6-2-26	099-260-3260
鹿児島水先区水先人会	迫田 孝広		891-0122	鹿児島市南栄5-10-8	099-260-7707
(一財)関門海技協会鹿児島海技免許センター	松本 知子		892-0816	鹿児島市山下町12-5 藤崎ビル2F 202号	099-224-6180
鹿児島県漁業協同組合連合会	市田 恵八朗		892-0835	鹿児島市城南町37-2	099-225-0611
鹿児島県港湾漁港建設協会	桑原 宏志	内村 文二郎	892-0844	鹿児島市山之口町1-10	099-223-0010
鹿児島まぐろ船主協会	羽根田 薫	前村 将光	896-0043	いちき串木野市港町116	0996-32-2181
全日本港湾労働組合鹿児島支部	下村 浩樹		892-0835	鹿児島市城南町40	099-222-2819
全日本海員組合鹿児島支部	二神 健太		890-0072	鹿児島市新栄町12-10	099-253-6605
枕崎漁業労働組合	神園 文隆		898-0003	枕崎市折口町125	0993-72-0156
本浦船員組合	竹之内 勉		896-0043	いちき串木野市港町116	0996-32-2057



「運輸と観光で九州の元気を創ります」